

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 7 年 10 月

秋 田 県 人 事 委 員 会



令和7年10月8日

秋田県議会議長 工 藤 嘉 範 様

秋 田 県 知 事 鈴 木 健 太 様

秋田県人事委員会委員長 西 野 三 紀 子

職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

報 告

本委員会は、職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年秋田県条例第 22 号）及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年秋田県条例第 59 号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与等について、その実態及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 2 項に規定する職員の給与決定の諸条件（生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情）等を調査し、検討を行ってきたが、その結果は次のとおりである。

1 給与勧告の基本的な考え方

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものである。

本委員会は、職員の給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本に、国や他の都道府県との均衡を考慮し、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っている。

これは、職員も勤労者であり、その給与は適正な水準を確保する必要がある中において、民間とは異なり、市場原理による給与決定が困難であること等から、職員の給与は労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される民間給与に準拠して定めることが合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得が得られる方法であると考えられることによるものである。

2 職員の給与

職員の総数は 12,154 人で、その従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、海事職、教育職、研究職及び医療職の 6 種 13 給料表の適用を受けている。

本委員会が実施した「令和 7 年職員給与実態調査」に基づき、本年 4 月における平均

給与月額を算定すると、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者 3,676 人については、給料月額 336,250 円、給料の調整額 277 円、扶養手当 7,783 円、管理職手当 10,930 円、地域手当 721 円、住居手当 5,792 円、その他の手当 5,231 円、計 366,984 円となっている。

また、その年齢は平均 41.7 歳、男女別構成は男性 69.0%、女性 31.0%、学歴別構成は大学卒 50.7%、短大卒 6.1%、高校卒 43.2%となっている。

教員、警察官、医師等を含めた職員全体については、給料月額 361,308 円、給料の調整額 1,144 円、教職調整額 6,647 円、扶養手当 8,321 円、管理職手当 6,668 円、地域手当 361 円、住居手当 5,328 円、その他の手当 9,229 円、計 399,006 円となっている。

(参考資料 第 1 表～第 13 表)

3 民間給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の 370 の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 111 の事業所について「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者について、本年 4 月分として支払われた給与月額等の調査を行ったほか、各企業における給与改定の状況、特別給の支給状況等について調査を行った。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て 89.8%となっており、例年並みの高い完了率となっている。

この調査による、県内の民間事業所における給与改定等の状況の主なものは次のとおりである。

なお、後記 4(1)のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和 7 年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模 100 人以上の事業所におけるものとする。

(1) 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 52.9%、

ベースアップを中止した事業所が 5.2%となっており、また、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

さらに、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 77.7%となっており、また、定期昇給を停止した事業所はなかった。

（参考資料 第 15 表、第 16 表）

(2) 初任給改定の状況

新規学卒者の採用があった事業所の割合は、大学卒で 23.3%、高校卒で 18.3%となっている。

そのうち初任給を引き上げた事業所の割合は、大学卒で 70.5%、高校卒で 62.0%、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 29.5%、高校卒で 38.0%となっており、また、初任給を引き下げた事業所はなかった。

（参考資料 第 17 表）

4 職員の給与と民間給与との比較

(1) 比較対象企業規模の見直し

人事院においては、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識したものとするため、本年の官民給与の比較から、比較対象企業規模を従来の 50 人以上から 100 人以上とする見直しが行われたところである。

本県においても、人材獲得競争が厳しさを増す中であって、複雑化・多様化する行政課題に対応し、秋田の未来を切り拓く優秀な人材の確保・定着を図るためには、給与面での魅力向上を図る必要があることから、国と同様、比較対象企業規模を 100 人以上とする。

(2) 月例給

月例給については、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づ

き、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においてはこれに相当する職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者の相互の給与を比較した。

その結果、職員の給与が 368,922 円、民間給与が 380,247 円となっており、職員の給与が民間給与を 1 人当たり平均 11,325 円（3.07%）¹下回っていた。

（参考資料 第 27 表）

（3）特別給

特別給については、職種別民間給与実態調査の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、年間で所定内給与月額 の 4.63 月分²に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数 4.60 月が民間事業所の特別給を 0.03 月分下回っていた。

（参考資料 第 22 表）

5 職員の給与と国家公務員の給与との比較

（1）ラスパイレス指数

令和 6 年 4 月 1 日現在における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給額と、これに相当する行政職給料表の適用を受ける職員の給料額をラスパイレス方式により算出した指数は、国家公務員を 100 とした場合、職員は 100.1 となっている。

（2）平均給与月額

本年 4 月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、行政職給料表の適用を受ける職員の平均給与月額は、国家公務員が 414,480 円（平均年齢 41.9 歳）、職員が 366,984 円（平均年齢 41.7 歳）となっている。

¹ 前記 4(1)の見直しを行わなかった場合は、10,198 円（2.76%）である。

² 前記 4(1)の見直しを行わなかった場合は、4.59 月分である。

6 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省統計局の調査における令和7年4月の秋田市の消費者物価指数は、昨年同月と比較して2.9%の上昇となっている。

(参考資料 第30表)

(2) 標準生計費

本委員会が同局の家計調査を基礎に算定した令和7年4月における秋田市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ170,378円、196,963円及び223,533円となっている。

(参考資料 第29表)

7 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、参考資料のとおり給与の改定等に関する勧告を行った。

月例給については、民間給与との較差15,014円(3.62%)を踏まえて引上げ改定を行い、俸給については、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定を行うこととした。

特別給についても、民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分引き上げることとした。

また、職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとし、先行して、本年から官民給与の比較方法の変更、本府省業務調整手当の支給対象の拡大等、昇格前の級に一定期間在級することを求める在級期間に係る制度の廃止、特勤手当等の見直しを行うこととした。

さらに、その他の給与制度の見直しとして、自動車等使用者に対する通勤手当について、新たな距離区分の創設、手当額の引上げ及び駐車場等の利用に対する手当の新設を

行うほか、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合にその差額を補填するための手当の措置、宿日直手当の引上げ改定等を行うこととした。

8 本委員会の見解

(1) 給与改定の考え方

職員の給与の実態、民間給与の実態及び国家公務員の給与決定に関する人事院勧告等給与決定に関する諸条件は、以上述べたとおりである。

給与改定に当たっては、これまで、地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保並びに民間給与の水準との整合性の確保並びに生計費の実情を考慮して判断してきている。

本年もこの考え方を基本とし、地域の民間給与の実情を職員の給与の水準に適切に反映させることにより、県民の理解と納得を得る必要があり、職員の給与については、次のとおりとすることが適当と判断する。

(2) 改定の内容

① 給料表

本年4月時点における職員の月例給は、前記のとおり、県内の民間給与を11,325円（3.07%）下回っていることから、この較差を解消するため、若年層に重点を置きながら、全ての年齢層において給料月額の引上げ改定を行うこととする。

② 期末手当・勤勉手当

職員の年間支給月数が4.60月であり、県内の民間の特別給の年間支給割合4.63月を下回っていることから、職員の年間支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月とすることとする。

その際、期末手当・勤勉手当の年間支給月数は、国に準じ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和7年度は、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引

き上げ、令和8年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるように定めることとする。

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当・勤勉手当、任期付研究員の期末手当及び特定任期付職員の期末手当・勤勉手当についても、職員との均衡を考慮して改定することとする。

③ 初任給調整手当

本県の医療職給料表(一)の改定状況を勘案し、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の限度額を引き上げることとする。

④ 通勤手当

ア 自動車等使用者に対する通勤手当

職員の通勤実態を見ると、自動車（自動二輪車を除く。以下同じ。）のみを使用して通勤している者は、通勤手当受給者全体の91.6%と、国家公務員における自動車を含む交通用具使用者の割合（22.4%）よりも著しく高い状況にある。このため、本県では、自動車使用者に対する通勤手当について、これまで、国の制度を踏まえつつ、職員の通勤実態や他の都道府県の状況等を考慮して、措置してきたところである。

近年のガソリン価格の動向や遠距離通勤者の実態、国との均衡等を総合的に考慮した場合、本県においても自動車使用者に対する通勤手当の見直しを行うことが適当であり、現行制度の基本的な枠組みを維持しつつ、距離区分の上限を100km以上（現行90km以上）に、手当額の上限を60,800円（同51,400円）に引き上げるとともに、現行の距離区分に係る手当額についても、一部の距離区分を除き、100円から3,400円までの幅で引き上げることとし、距離区分ごとの手当額は、別表に示すとおりとする。

併せて、これまで異なる手当額としてきた自動車使用者に対する通勤手当及び

自動車以外の交通用具使用者に対する通勤手当を一本化することとする。

なお、職員の健康管理や効率的な公務の運営の観点から、任命権者においては、適正な人事配置に努め、遠距離・長時間通勤の縮減を図る必要がある。

また、多数の自動車使用者が通勤の際に自らの負担により外部の駐車場を利用している実態を踏まえ、国に準じて、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとする。

イ 月の途中に採用された職員等の通勤手当

職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、月の途中に採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、国に準じた措置を講ずることとする。

⑤ 宿日直手当

国との均衡を図るため、通常の宿日直勤務及び人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務に係る宿日直手当について、勤務1回に係る支給額の限度を引き上げることとする。

⑥ 特地勤務手当等

国との均衡を図るため、著しく不便な地に所在する特地公署等に勤務する職員に支給される特地勤務手当等を次のとおり見直すこととする。

ア 特地公署等への採用に伴い転居を行った職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

イ 特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎について、「現に受ける給料等」のみを用いる方法に改める。

ウ 特地公署等の指定の見直しについて、5年ごとに行うことを例とする人事委員会規則の規定を廃止する。

⑦ 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日から実施することとする。ただし、②の令和 7 年 12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の変更については令和 7 年 12 月 1 日から、②の令和 8 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の変更並びに④アのうち、新たな距離区分の創設及び駐車場等の利用に対する通勤手当の新設並びに⑥ウについては令和 8 年 4 月 1 日から、④イについては令和 8 年 10 月 1 日から実施することとする。

(3) 給与に関するその他の事項

① 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

国では、職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和 8 年 4 月から措置することとしている。

本県においても、最低賃金の上昇が続いていることに鑑み、地方公共団体が支給できる手当を規定している地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正の動向等を踏まえ、国と同様の措置を講ずる必要がある。

② 在級期間に係る制度の廃止

職務給の原則の下、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責に見合った給与処遇の確保を推進するため、国に準じ、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度を廃止するとともに、関連する初任給制度等の諸制度について見直しを行うこととし、令和 8 年 4 月から実施することとする。

③ 給料の調整額及び特殊勤務手当等

給料の調整額及び特殊勤務手当等諸手当については、業務の実態や国及び他の都道府県の支給状況等を踏まえ、社会情勢の変化や技術の進歩に伴って改定する必要

があるものについて、随時見直しを行うこととする。

④ 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院では、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとしている。

人材獲得競争が激しさを増す中、本県においても、優秀な人材の確保・定着が喫緊の課題であることから、人事院が今後明らかにする措置内容を注視していく。

(4) 人材の確保等

① 人材の獲得

本県が抱える諸課題を迅速かつ的確に捉え、より質の高い行政サービスを提供していくためには、全体の奉仕者としてこうした課題に柔軟に対応できる多様な人材を獲得することが重要である。

しかしながら、職員採用試験の受験者数については、近年、少子化に伴う若年人口の減少、進学等による県外流出、民間企業等の高い採用意欲などを背景に、今年度の大学卒業程度試験の受験者数が10年前と比較して約75%にとどまるなど減少傾向にあり、特に技術職における受験者数の確保が課題となっている。

このため、本委員会は今年度、採用困難な技術職の人材確保に向けて実施している早期枠に「畜産」職を追加したほか、職務経験者採用試験の実施時期を春から秋にするなど、試験制度及び実施時期の見直しを行うとともに、県職員の仕事内容や県庁で働くことの魅力などを紹介する動画を制作し、インターネット上で公開するなど、受験者数の増加に向け、PR・周知活動の強化に取り組んでいるところである。

こうした取組の結果、今年度の県職員採用試験の受験者数は、早期枠及び職務経験者枠が前年度を上回っているが、公務組織のパフォーマンスを向上させ、持続可

能な組織とするためには、新規学卒者等の確保・育成に力を入れるとともに、県内外から民間企業等における多様な経験等を有する人材をより一層本県の公務職場に誘致することが不可欠である。

本委員会としては、任命権者と連携し、競合する民間企業等には無い、県職員として働く魅力や価値を明確化し、採用ターゲットである学生・生徒や転職希望者の心に響く、より効果的なアプローチを行うとともに、早期卒の職種の拡充、職務経験者採用試験等の実施時期や方法の見直しについて検討を重ねながら、県行政の将来を担う人材の確保を図っていくこととする。

任命権者においては、優秀な人材から働く場として選ばれるよう、インターンシップの充実、職員による直接的な魅力伝達の実施機会拡充に努めていく必要がある。

② 人材の定着

人材の確保は、採用で終了するものではなく、採用者が職場に定着し、資質・能力を十分に発揮することで、初めてその成果が表れるものである。

今後、新規学卒者等に加え、民間企業等における多様な経験等を有する人材が増加することが想定されている中、任命権者においては、これらの多様な背景を持つ職員が職場や業務の遂行などに早期に適応し、その能力や知見を存分に発揮できるようにするための人事配置や研修の実施など、募集から採用後の適応・定着までの一貫した取組を一層充実させることが必要である。

また、近年、公務員の若手職員の離職が増加傾向にあるため、任命権者においては、若手職員の離職が生じた場合には、その原因を分析し、離職防止の取組に反映させていくことが不可欠である。

③ 人材の育成

本県では、これまで、人材育成の基本方針等に基づき、職務を通じた研修（OJT）を基本に、自治研修所での役職段階等に応じた研修や職員自ら応募して受講す

る能力開発研修等を実施し、計画的なジョブローテーションを行いながら、人材育成に取り組んできたところである。

一方、社会情勢の変化に伴い行政が担うべき役割も急激に変化しており、特に近年では、デジタルトランスフォーメーション（D X）・グリーントランスフォーメーション（G X）の推進といった新たな政策課題や複雑・多様化する行政課題の解決に向け、職員が身に付けなければならない知識・技能も大きく変容している。

知事部局では、昨年度より、職員の主体的なキャリア形成を支援する「キャリア選択型人事制度」を導入したところであるが、他の任命権者も含め、今後も、職員が自ら、必要とされる知識・技能の獲得（リスキリング）・向上（スキルアップ）に取り組み、主体的にキャリア形成を図ることのできる環境を整えとともに、それを組織のパフォーマンス向上につなげる体制づくりを進めていく必要がある。

④ 女性職員の活躍の推進

本県の様々な行政課題の解決を図るに当たっては、多様な職員が持つ個性や能力を政策等に生かすことが重要であり、本県では、知事部局において県職員の管理職（本庁課長級以上）に占める女性の割合を、今年度までに15%に引き上げるという目標を掲げるなど、女性職員の登用の拡大等に向けて取り組んできた結果、本年4月1日時点の管理職に占める女性職員の割合が16.0%となるなど、一定の成果が表れてきている。

今後も管理職として活躍する女性職員を増やしていくためには、職員自身が早期の段階からキャリア形成を考え、必要な能力等の形成に取り組むとともに、管理職をはじめ職場全体において男女共同参画意識の醸成が図られることが重要である。

任命権者においては、女性職員の多様な分野への配置や管理監督職員への登用、キャリアデザインや管理職の意識改革に係る研修の充実等を一層推進していく必要がある。

(5) 能力・実績に基づく人事管理の推進

本県では、任命権者ごとに人事評価制度を導入しており、業務目標の設定や上司と部下との面談等を通じて、組織目標の達成はもとより、効率的な組織活動や効果的な人材の育成等を図っているところである。

人事評価制度は、職員の能力・実績の的確な把握と適切なフィードバックにより職員の成長を支援するとともに、評価結果を任用、給与等に適切に反映させることで、職員の意欲や士気を高め、組織パフォーマンスを向上させることが期待できる。

任命権者においては、引き続き人事評価の精度や納得性の向上に努めつつ、デジタル技術の活用等により、評価結果と職員自身のキャリア目標等、職員の諸情報を統合的に蓄積・管理し、計画的な人材育成や適材適所の人事配置、多様な勤務機会の付与等に結び付けるなど、人事評価を人事管理の基礎として十分に活用していく必要がある。

なお、本委員会が昨年報告した、国の給与制度のアップデートに準じた人事評価結果の給与反映に係る見直しについては、令和 10 年 4 月 1 日からの確実な実施に向け、任命権者においては、職員団体等の意見を十分聴取しながら、準備・調整を着実に進めていく必要がある。

(6) 時代に即した働き方の推進

① 柔軟で多様な働き方の実現

ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の推進は、質の高い行政サービスの提供に資するだけでなく、柔軟な働き方への関心が高い世代のニーズにもマッチし、優秀な人材の確保にもつながるものである。

任命権者においては、今年度から拡充したフレックスタイム制の積極的な活用について引き続き職員に周知するとともに、管理監督職員においては、テレワークや時差出勤等の活用と合わせて、職員の希望や事情に応じた柔軟で多様な働き方が可能となるよう、メンバー同士が相互にサポートしあえるチームづくりや I C Tを活

用した業務改善などをより一層進める必要がある。

② 育児・介護に係る休暇等の取得促進

本県では、育児や介護などの事情を有する全ての職員が能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることのできる環境を整備し、職員の定着や多様な人材の確保につなげるため、育児や介護に係る休暇制度の充実等に取り組んできている。

こうした中、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正により、地方公務員について、育児をする職員及び介護をする職員に対する両立支援制度の個別周知と制度利用の意向の確認が義務づけられたところである。

任命権者においては、育児や介護をする者を含め誰もが能力を十分に発揮できる公務職場を実現し、公務の魅力向上を図るため、職員の仕事と家庭の両立の実現に引き続き取り組んでいく必要がある。

また、人事院の令和6年及び本年の報告において言及されている育児や介護などに限らない職員の様々な事情に応じた無給の休暇制度について、引き続き国の具体的な検討の動向を注視していく。

③ 多様な活躍の場の創出

職員が、自らの知識や専門性を生かしながら、本来業務以外の業務や活動に取り組み、多様な経験を得ることは、新たなスキルや視野の獲得、幅広い人脈の形成等につながり、本来業務のパフォーマンスやモチベーションの向上に資するものである。

このため、本委員会では、昨年度、ボランティア休暇の対象となる活動を拡充し、町内会や自治会等の地域活動や、県の施策の推進又は地域課題の解決に資する活動を追加したほか、知事部局においては、昨年度から、公募に基づき、勤務時間の一部（上限20%）を利用して他所属の業務に従事できる「庁内マルチワーク制

度」を実施しているところである。

また、地方公務員の兼業のあり方については、総務省の「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」の「地方公務員の働き方に関する分科会」が本年6月に報告書を取りまとめ、兼業許可に関する留意事項等が示されたところである。

多様な活躍の場に係る選択肢を増やすことは、職員の主体的なキャリア形成はもとより、公務職場の魅力向上や離職防止・人材確保にもつながることから、任命権者においては、一層の活用促進に向け、職員への適切な機会提供や周知広報、管理職を含めた職場内の理解促進・意識改革を図る必要がある。

一方、こうした取組の推進に当たっては、職員の長時間労働・過重労働を助長する可能性があることから、職員の労働時間や健康状態を定期的に把握し、適切なフォローにも努めていく必要がある。

(7) 勤務環境の整備等

① 業務執行体制の見直し

テレワークの普及やフレックスタイム制の拡大など多様な働き方の推進と質の高い行政サービスの提供が両立できるよう、業務執行体制の見直しが求められている。

任命権者においては、対面や電話等のアナログなコミュニケーションを、チャットやweb会議システムなどデジタルツールを活用したコミュニケーションに移行させるなど、デジタル技術の活用による業務の合理化や効率化等に不断に取り組む必要がある。

また、近年増加している災害対応など平時の人員配置では対応が困難な事案が発生した場合であっても、チーム間・職員間における業務の平準化や所属や部局を超えた応援体制を構築するなど、より一層柔軟な人事配置により業務が確実に遂行できる体制を維持していく必要がある。

さらに、管理監督職員による部下職員の業務の量や進捗状況の適正な把握・管理を徹底するなど、マネジメントの更なる強化も進めていく必要がある。

② 時間外勤務等の縮減

時間外勤務等の縮減は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進のため不可欠であるだけでなく、人材の確保や魅力ある職場づくりにも深く関わる重要な課題として、その実現が強く求められていることから、本委員会は、毎年の報告において、時間外勤務等の縮減に取り組んでいく必要性を指摘してきており、人事委員会規則において、時間外勤務等命令を行うことができる上限を、原則、1か月について45時間、1年について360時間などと規定している。

近年は平均的な時間外勤務等の時間は減少傾向にあるが、任命権者においては、人材・組織マネージャーによる働き方改革の指導・点検や、所属長等による業務のマネジメントにより、時間外勤務等の縮減に向けた取組を継続するとともに、業務の効率化や柔軟な人員配置などの絶え間ない検討と管理監督職員のマネジメントの強化により更なる時間外勤務等の縮減を続けなければならない。

特に、教員の長時間労働の改善に向けては、県教育委員会において様々な取組を行っているものの、令和6年度において時間外在校等時間が月45時間以内となった教員は、全校種で69.7%にとどまっており、依然として多くの教員が長時間勤務を行っている状況にある。

こうした中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正により、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）を策定することが義務づけられたところである。

教員の多忙化解消は、質の高い授業や児童生徒一人ひとりに応じた指導を行う上で極めて重要であり、優秀な教員の確保にも資するものであることから、県教育委員会においては、これまでの取組の成果や課題の収集、分析及び評価を業務量管

理・健康確保措置実施計画に適切に反映するとともに、時間外在校等時間の縮減に向けた実効性のある取組を一層強化していく必要がある。

③ 勤務間インターバルの確保

勤務終了後、一定時間以上の休息時間を設ける勤務間インターバルは、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保するものであり、令和3年7月の閣議決定で過労死等の防止に有効なものとして、民間企業のみならず、公務員についても、必要な取組を推進することとされたことから、本県においては、時差出勤の活用などにより、勤務間インターバルの確保に取り組んでいるところである。

勤務間インターバルの確保は、職員の健康の維持のみならず、ワーク・ライフ・バランスがとれた働き方を追求するためにも重要であることから、任命権者においては、可能な限りその確保ができるよう実施状況に応じて、柔軟な人事配置等業務執行体制の見直しを行うとともに、対象職員の拡充を図っていく必要がある。

④ 心身の健康づくりの推進

職員が心身共に健康で職務に従事できることは、自己の能力を十分に発揮し、さらには多様な県民のニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要であるとともに、職員の離職を防止することにもつながることから、心身の不調の原因となるストレスを予防する対策も含めた積極的な健康管理体制の整備が必要である。

任命権者においては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくストレスチェックを全所属を対象として実施しているほか、研修の実施や相談窓口の開設など、職員のメンタルヘルス対策として様々な取組を行っている。

しかしながら、病気休職者のうちその原因が心の健康の問題である者の割合が、近年は7割前後と高止まりの状況にある。

このため、任命権者においては、管理監督職員も含めて労働時間の的確な把握を

行い、長時間勤務を行った職員に対しては産業医による面接指導を徹底するとともに、病気休暇・病気休職から職場復帰する職員に対するきめ細かな支援を継続するほか、ストレスチェックにより高ストレスと判定された職員のうち、産業医などの面接を受ける職員は一部にとどまっている現状を踏まえ、そうした職員を面接等につなげるなど、職員のメンタルヘルスの向上に資する取組を強化していく必要がある。

また、定年年齢の引上げに伴い、60歳を超えて勤務する職員が増加していることを踏まえ、これら高齢層職員の労働災害防止及び健康確保に努める必要がある。

⑤ ハラスメントの根絶

職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護等に関するハラスメント、住民等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）は、職員の尊厳や人格を傷つけ心身の健康を害することから、職場の円滑な運営のためにも、任命権者・所属長・管理監督職員など全ての職員が、全てのハラスメントの根絶に強い意識をもって取り組む必要がある。

任命権者においては、令和2年にハラスメントの防止に関する指針及び相談対応のマニュアルを作成し、各部局・各所属へのハラスメント相談員の配置など必要な体制の拡充を図っており、同指針等においては、所属長・管理監督職員の責務として、ハラスメントの防止や問題が生じた場合の迅速かつ適切な対応が明記されている。

所属長・管理監督職員は、この責務を十分に自覚し、日常的に部下職員とコミュニケーションをとり信頼関係を構築するなど、ハラスメントの根絶に向けた職場環境づくりを一層強化していく必要がある。

また、カスタマー・ハラスメントについては、一人で対応させず組織的に対応を行うことが不可欠であり、マニュアルや連絡フローの作成等により、組織として毅然とした対応を行う体制を整備する必要がある。

全ての職員が等しく活用できる相談・情報共有の機会を確保するため、前記のハラスメント相談員の配置のほか、人事主管課や本委員会には苦情相談窓口も設けられているところであるが、任命権者においては、これら相談窓口の周知に努めながら、対応能力の向上のための研修等を充実させるとともに、今後の管理監督者となる職員に対する研修の実施等についても検討していく必要がある。

⑥ 風通しの良い職場づくり

任命権者では、機会あるごとに職員の綱紀保持の徹底に向けた注意喚起・指導を行っているが、不祥事は依然として後を絶たない。特に近年は、現役職員が逮捕・起訴される事案が相次いでおり、本県公務に対する信頼を著しく損ねている。

任命権者において、職員研修等あらゆる機会を通じて、再発防止と職員一人ひとりの法令遵守・倫理意識の向上に努めることはもとより、管理監督職員においては、職員の勤務状況や勤務態度を把握し、適時適切な指導・助言を行うことができるよう、日頃から職場内におけるコミュニケーションの活性化に努めるなど、風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。

9 勧告実施の要請

本年の勧告は、職種別民間給与実態調査により把握した民間企業の月例給及び賞与等の支給状況を踏まえ、職員の月例給及び期末手当・勤勉手当の支給割合を引き上げる等の改定を行うこととしたところである。

行政課題が複雑化・多様化する中で、職員は、安定的な行政サービスの提供と県民の安全・安心の確保を図るため、高い使命感を持って日々の職務に精励しており、その努力や実績に報いるためにも、職員には適正な処遇が確保される必要がある。

本委員会の勧告は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、社会経済情勢に適応した勤務条件を確保する機能を有するものとして、職員の給与等の決定方式として定着している。

本勧告の内容が情勢適応の原則に基づき地域の民間給与に準拠して行われたものであることや、勧告制度が行政運営の安定等に果たしている役割に鑑み、別紙第2の勧告どおり速やかに実施されるよう要請する。

別表 交通用具使用者に対する通勤手当額

その１ 改正後の手当額（令和７年４月適用）

距離区分 (片道)	4 km 未満	4 km 以上 6 km 未満	6 km 以上 8 km 未満	8 km 以上 10km 未満	10km 以上 12km 未満	12km 以上 14km 未満
手当額	2, 000 円	3, 200 円	4, 400 円	5, 600 円	6, 800 円	8, 000 円
距離区分 (片道)	14km 以上 16km 未満	16km 以上 18km 未満	18km 以上 20km 未満	20km 以上 22km 未満	22km 以上 24km 未満	24km 以上 26km 未満
手当額	9, 200 円	10, 400 円	11, 600 円	12, 800 円	14, 000 円	15, 200 円
距離区分 (片道)	26km 以上 28km 未満	28km 以上 30km 未満	30km 以上 32km 未満	32km 以上 34km 未満	34km 以上 36km 未満	36km 以上 38km 未満
手当額	16, 400 円	17, 600 円	18, 800 円	20, 000 円	21, 200 円	22, 400 円
距離区分 (片道)	38km 以上 40km 未満	40km 以上 42km 未満	42km 以上 44km 未満	44km 以上 46km 未満	46km 以上 48km 未満	48km 以上 50km 未満
手当額	23, 600 円	24, 800 円	26, 000 円	27, 200 円	28, 400 円	29, 600 円
距離区分 (片道)	50km 以上 52km 未満	52km 以上 54km 未満	54km 以上 56km 未満	56km 以上 58km 未満	58km 以上 60km 未満	60km 以上 62km 未満
手当額	30, 800 円	32, 000 円	33, 200 円	34, 400 円	35, 600 円	36, 800 円
距離区分 (片道)	62km 以上 64km 未満	64km 以上 66km 未満	66km 以上 68km 未満	68km 以上 70km 未満	70km 以上 72km 未満	72km 以上 74km 未満
手当額	38, 000 円	39, 200 円	40, 400 円	41, 600 円	42, 800 円	44, 000 円
距離区分 (片道)	74km 以上 76km 未満	76km 以上 78km 未満	78km 以上 80km 未満	80km 以上 82km 未満	82km 以上 84km 未満	84km 以上 86km 未満
手当額	45, 200 円	46, 400 円	47, 600 円	48, 800 円	50, 000 円	51, 200 円
距離区分 (片道)	86km 以上 88km 未満	88km 以上 90km 未満	90km 以上			
手当額	52, 400 円	53, 600 円	54, 800 円			

その２ 改正後の手当額（令和８年４月施行）

距離区分 (片道)	4 km 未満	4 km 以上 6 km 未満	6 km 以上 8 km 未満	8 km 以上 10km 未満	10km 以上 12km 未満	12km 以上 14km 未満
手当額	2, 000 円	3, 200 円	4, 400 円	5, 600 円	6, 800 円	8, 000 円
距離区分 (片道)	14km 以上 16km 未満	16km 以上 18km 未満	18km 以上 20km 未満	20km 以上 22km 未満	22km 以上 24km 未満	24km 以上 26km 未満
手当額	9, 200 円	10, 400 円	11, 600 円	12, 800 円	14, 000 円	15, 200 円
距離区分 (片道)	26km 以上 28km 未満	28km 以上 30km 未満	30km 以上 32km 未満	32km 以上 34km 未満	34km 以上 36km 未満	36km 以上 38km 未満
手当額	16, 400 円	17, 600 円	18, 800 円	20, 000 円	21, 200 円	22, 400 円
距離区分 (片道)	38km 以上 40km 未満	40km 以上 42km 未満	42km 以上 44km 未満	44km 以上 46km 未満	46km 以上 48km 未満	48km 以上 50km 未満
手当額	23, 600 円	24, 800 円	26, 000 円	27, 200 円	28, 400 円	29, 600 円
距離区分 (片道)	50km 以上 52km 未満	52km 以上 54km 未満	54km 以上 56km 未満	56km 以上 58km 未満	58km 以上 60km 未満	60km 以上 62km 未満
手当額	30, 800 円	32, 000 円	33, 200 円	34, 400 円	35, 600 円	36, 800 円
距離区分 (片道)	62km 以上 64km 未満	64km 以上 66km 未満	66km 以上 68km 未満	68km 以上 70km 未満	70km 以上 72km 未満	72km 以上 74km 未満
手当額	38, 000 円	39, 200 円	40, 400 円	41, 600 円	42, 800 円	44, 000 円
距離区分 (片道)	74km 以上 76km 未満	76km 以上 78km 未満	78km 以上 80km 未満	80km 以上 82km 未満	82km 以上 84km 未満	84km 以上 86km 未満
手当額	45, 200 円	46, 400 円	47, 600 円	48, 800 円	50, 000 円	51, 200 円
距離区分 (片道)	86km 以上 88km 未満	88km 以上 90km 未満	90km 以上 92km 未満	92km 以上 94km 未満	94km 以上 96km 未満	96km 以上 98km 未満
手当額	52, 400 円	53, 600 円	54, 800 円	56, 000 円	57, 200 円	58, 400 円
距離区分 (片道)	98km 以上 100km 未満	100km 以上				
手当額	59, 600 円	60, 800 円				

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較

- 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
- 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ

➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、

④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)

② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ

③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

① 令和 7 年 12 月期の支給割合

ア 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を 0.725 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.525 月分とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.625 月分とすること。

② 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

ア 特定幹部職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月及び 12 月に支給される期末

手当の支給割合をそれぞれ 0.7125 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5125 月分とすること。

イ 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6125 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.6125 月分とすること。

(3) 初任給調整手当

- ① 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 417,600 円とすること。
- ② 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 52,100 円とすること。

(4) 通勤手当

① 令和 7 年 4 月 1 日以降の措置内容

交通用具使用者に対する通勤手当の額を、54,800 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則又は教育委員会規則（以下「人事委員会規則等」という。）で定める額とすること。

② 令和 8 年 4 月 1 日以降の措置内容

ア 交通用具使用者に対する通勤手当の額を、60,800 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則等で定める額とすること。

イ 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のため

めの施設等で人事委員会規則等で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則等で定める職員を除く。）に対し、5,000 円を超えない範囲内で1 か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則等で定める額を支給すること。

ウ 1 か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を 150,000 円とすること。

(5) 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

(6) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,700 円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,700 円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,050 円、11,550 円）とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年秋田県条例第 152 号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

① 令和 7 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

② 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.75 月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年秋田県条例第 69 号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

① 令和 7 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9 月とすること。

② 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.9625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.8875 月分とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2)の①、2 の(2)の①及び 3 の(2)の①については令和 7 年 12 月 1 日から、1 の(2)の②、(4)の②、2 の(2)の②及び 3 の(2)の②については令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 経過措置等

① 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

1 の(5)の改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

② その他所要の措置

①に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第 1

ア 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,356	243,923	278,496	312,262	335,244	369,716	424,044	475,651	529,476
	2	198,465	245,234	279,504	313,774	337,058	371,429	425,959	480,993	536,229
	3	199,674	246,645	280,512	315,185	338,872	373,042	427,874	485,932	541,369
	4	200,783	248,056	281,520	316,597	340,586	374,655	429,689	490,569	545,603
	5	201,892	249,467	282,528	318,008	342,299	376,267	431,503	494,601	549,030
	6	203,605	250,878	283,536	319,116	344,013	378,082	433,317	498,028	552,255
	7	205,218	252,289	284,443	320,124	345,726	379,593	435,132	500,951	555,178
	8	206,831	253,701	285,451	321,334	347,339	381,206	436,946	503,471	557,698
	9	208,343	255,112	286,459	322,544	348,952	382,517	438,559	505,486	559,714
	10	210,056	256,321	287,467	324,156	350,665	384,129	440,070		
	11	211,669	257,632	288,475	325,769	352,379	385,742	441,582		
	12	213,282	258,942	289,483	327,382	353,992	387,254	443,094		
	13	214,794	260,151	290,491	328,793	355,503	389,169	444,606		
	14	216,507	261,361	291,801	330,406	357,116	391,084	445,917		
	15	218,221	262,570	293,111	332,018	358,729	392,999	447,227		
	16	219,934	263,780	294,321	333,631	360,241	394,814	448,436		
	17	221,144	264,889	295,530	335,042	361,652	396,325	449,646		
	18	222,756	265,998	296,841	336,756	363,365	398,140	450,956		
	19	224,369	267,106	298,050	338,368	364,978	399,853	452,267		
	20	225,881	268,215	299,260	339,981	366,591	401,466	453,476		
	21	227,393	269,122	300,268	341,392	367,700	403,180	454,686		
	22	229,006	270,130	301,477	343,106	369,212	404,591	455,492		
	23	230,618	271,138	302,687	344,819	370,724	406,002	456,298		
	24	232,231	272,146	303,997	346,432	372,235	407,413	457,105		
	25	233,844	273,154	305,308	347,641	373,949	408,824	457,710		
	26	235,557	274,061	306,316	349,557	375,763	410,034	458,314		
	27	236,868	274,867	307,323	351,270	377,376	411,243	458,919		
	28	238,178	275,775	308,331	352,883	379,089	412,251	459,524		
	29	239,488	276,581	309,440	354,395	380,501	413,360	460,229		
	30	240,597	277,387	310,650	356,007	381,811	414,569	461,036		
	31	241,706	278,194	311,758	357,620	383,021	415,678	461,439		
	32	242,815	278,899	312,968	359,233	384,432	416,787	462,145		
	33	243,923	279,605	314,077	360,946	385,540	417,492	462,649		
	34	244,831	280,411	315,387	362,761	386,448	418,198	463,052		
	35	245,738	281,218	316,697	364,575	387,455	418,803	463,455		
	36	246,746	281,822	318,008	366,389	388,463	419,508	463,858		
	37	247,754	282,528	319,217	367,901	389,270	420,113	464,261		
	38	248,661	283,334	320,528	369,312	390,177	420,718	464,564		
	39	249,568	284,040	321,838	370,724	391,084	421,222	464,866		
	40	250,374	284,745	323,148	372,135	391,890	421,625	465,168		

	41	251, 181	285, 451	324, 459	373, 647	392, 697	422, 028	465, 471	
	42	251, 886	286, 157	325, 668	374, 453	393, 503	422, 230	465, 773	
	43	252, 491	286, 862	326, 978	375, 360	394, 310	422, 532	466, 076	
	44	253, 096	287, 568	328, 087	376, 368	395, 015	422, 835	466, 378	
	45	253, 801	288, 273	328, 994	377, 275	395, 721	423, 137	466, 680	
	46	254, 406	288, 878	330, 305	378, 384	396, 426	423, 439		
	47	255, 011	289, 584	331, 615	379, 291	397, 132	423, 742		
	48	255, 616	290, 188	332, 925	380, 299	397, 837	424, 044		
	49	256, 120	290, 894	334, 034	381, 206	398, 341	424, 246		
	50	256, 724	291, 499	335, 344	381, 912	398, 946	424, 548		
	51	257, 329	292, 204	336, 554	382, 617	399, 551	424, 750		
	52	257, 833	292, 910	337, 764	383, 222	400, 256	425, 052		
	53	258, 236	293, 414	339, 074	383, 625	400, 660	425, 254		
	54	258, 639	294, 019	340, 082	384, 230	401, 264	425, 556		
	55	258, 942	294, 623	341, 191	384, 835	401, 869	425, 858		
	56	259, 244	295, 329	342, 299	385, 540	402, 373	426, 161		
	57	259, 547	295, 934	343, 005	385, 843	402, 776	426, 362		
	58	259, 849	296, 538	343, 912	386, 548	403, 381	426, 665		
	59	260, 151	297, 143	344, 618	387, 254	403, 986	426, 967		
	60	260, 454	297, 849	345, 424	387, 859	404, 490	427, 169		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	260, 756	298, 453	346, 230	388, 161	404, 893	427, 370		
	62	261, 059	299, 058	346, 634	388, 665	405, 397	427, 673		
	63	261, 361	299, 562	347, 137	389, 270	405, 901	427, 975		
	64	261, 663	300, 066	347, 843	389, 875	406, 506	428, 177		
	65	261, 966	300, 570	348, 649	390, 177	406, 808	428, 378		
	66	262, 268	301, 175	349, 355	390, 782	407, 211	428, 681		
	67	262, 570	301, 679	350, 061	391, 487	407, 514	428, 983		
	68	262, 873	302, 284	350, 665	392, 092	407, 917	429, 185		
	69	263, 175	302, 687	351, 169	392, 495	408, 219	429, 386		
	70	263, 478	303, 191	351, 774	392, 999	408, 522	429, 689		
	71	263, 780	303, 695	352, 278	393, 604	408, 824	429, 991		
	72	264, 082	304, 300	352, 883	394, 108	409, 026	430, 193		
	73	264, 385	304, 804	353, 185	394, 612	409, 227	430, 394		
	74	264, 687	305, 207	353, 689	395, 217	409, 530			
	75	264, 990	305, 509	353, 992	395, 620	409, 832			
	76	265, 292	305, 812	354, 395	395, 922	410, 034			
	77	265, 594	306, 013	354, 798	396, 325	410, 235			
	78	265, 897	306, 316	355, 302	396, 829	410, 538			
	79	266, 199	306, 517	355, 806	397, 233	410, 840			
	80	266, 501	306, 819	356, 310	397, 636	411, 042			
	81	266, 804	307, 021	356, 612	398, 039	411, 243			
	82	267, 106	307, 223	357, 015	398, 543	411, 545			
	83	267, 409	307, 525	357, 419	398, 946	411, 848			
	84	267, 711	307, 727	357, 822	399, 349	412, 049			

	85	268,013	308,029	358,124	399,652	412,251				
	86	268,316	308,231	358,527						
	87	268,618	308,533	358,930						
	88	268,921	308,835	359,334						
	89	269,223	309,138	359,535						
	90	269,525	309,440	359,938						
	91	269,828	309,743	360,342						
	92	270,130	310,045	360,745						
	93	270,432	310,247	360,946						
	94		310,448	361,249						
	95		310,750	361,652						
	96		311,154	361,954						
	97		311,355	362,257						
	98		311,658	362,660						
	99		311,960	363,063						
	100		312,363	363,466						
	101		312,565	363,970						
	102		312,867	364,373						
	103		313,170	364,777						
	104		313,472	365,180						
	105		313,674	365,684						
	106		313,976	366,087						
	107		314,278	366,389						
	108		314,581	366,692						
	109		314,782	367,095						
	110		315,085							
	111		315,488							
	112		315,790							
	113		315,992							
	114		316,193							
	115		316,496							
	116		316,899							
	117		317,101							
	118		317,302							
	119		317,605							
	120		317,907							
	121		318,209							
	122		318,411							
	123		318,713							
	124		319,016							
	125		319,318							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 201,892	円 229,611	円 271,642	円 292,406	円 308,130	円 334,538	円 377,779	円 412,453	円 466,076

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務級の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	227,393	248,560	271,743	310,650	346,835	368,607	399,853	436,543	483,614
	2	229,812	250,777	273,658	311,658	348,347	370,320	401,567	438,155	489,662
	3	232,231	252,995	275,775	312,565	349,758	372,034	403,180	439,667	494,601
	4	234,650	255,212	277,891	313,472	351,270	373,647	404,893	441,179	498,834
	5	236,969	257,430	279,907	314,077	352,782	375,259	406,405	442,691	502,866
	6	239,388	259,446	281,218	314,782	354,193	376,973	408,018	444,304	506,293
	7	241,807	261,462	282,528	315,387	355,503	378,586	409,630	445,715	509,216
	8	244,024	263,276	283,838	316,093	356,814	380,097	411,243	447,126	511,736
	9	246,242	265,090	285,149	316,697	358,124	381,609	412,755	448,235	513,953
	10	248,358	266,804	286,459	317,403	359,737	383,222	414,368	449,646	
	11	250,475	268,517	287,668	318,109	361,350	384,835	415,980	451,158	
	12	252,491	269,929	288,878	318,713	362,962	386,448	417,593	452,670	
	13	254,406	271,340	290,088	319,419	364,373	388,060	419,105	453,980	
	14	256,422	273,154	291,095	320,124	365,986	389,673	421,121	455,694	
	15	258,438	274,464	292,103	320,729	367,498	391,286	423,137	457,306	
	16	260,051	275,875	293,515	321,536	369,010	392,898	425,153	458,919	
	17	261,663	277,287	294,623	322,241	370,522	394,511	426,665	460,330	
	18	263,175	278,496	295,732	323,047	372,135	396,124	428,378	462,044	
	19	264,687	279,706	296,841	324,055	373,647	397,737	429,991	463,757	
	20	266,199	280,814	297,950	324,862	375,158	399,349	431,704	465,370	
	21	267,711	282,125	299,159	325,769	376,670	400,861	433,317	466,781	
	22	269,223	283,233	299,764	326,978	378,283	402,474	434,829	467,487	
	23	270,735	284,443	300,268	328,289	379,896	404,187	436,341	468,192	
	24	272,247	285,552	300,873	329,599	381,509	405,901	437,752	468,898	
	25	273,759	286,862	301,276	330,809	382,920	407,614	438,962	469,301	
	26	274,968	288,172	301,881	332,321	384,633	409,630	440,474	469,805	
	27	276,178	289,382	302,385	333,631	386,347	411,445	441,986	470,410	
	28	277,387	290,591	302,888	334,639	387,959	413,360	443,397	471,015	
	29	278,597	291,499	303,292	335,546	389,572	415,073	444,909	471,619	
	30	279,706	292,507	303,896	336,756	391,185	416,484	446,219	472,325	
	31	280,814	293,615	304,400	337,864	392,798	417,694	447,429	472,829	
	32	281,923	294,623	304,904	338,973	394,410	419,004	448,638	473,333	
	33	283,233	295,833	305,408	340,082	396,124	420,012	449,646	473,837	
	34	284,544	296,438	306,013	341,291	398,140	421,121	450,352	474,139	
	35	285,753	297,042	306,416	342,501	400,156	422,129	451,057	474,442	
	36	287,064	297,647	306,819	343,509	402,172	423,137	451,763	474,845	
	37	287,971	298,050	307,323	344,618	403,885	424,246	452,267	475,147	
	38	288,979	298,655	307,928	345,827	405,599	425,354	452,670	475,349	
	39	290,088	299,260	308,533	347,037	407,111	426,463	453,073	475,651	
	40	291,196	299,764	309,037	348,246	408,622	427,572	453,375	475,853	
	41	292,406	300,167	309,642	349,355	409,832	428,781	453,678	476,155	
	42	293,011	300,772	310,347	350,464	410,840	429,588	453,980	476,357	
	43	293,615	301,377	311,053	351,673	411,848	430,394	454,283	476,558	
	44	294,119	301,881	311,658	352,883	412,856	430,999	454,585	476,760	
	45	294,522	302,284	312,262	353,992	413,864	431,503	454,787	477,163	
	46	295,026	302,788	313,069	355,302	414,973	432,208	455,089		
	47	295,530	303,292	313,875	356,511	416,081	432,914	455,391		
	48	296,034	303,796	314,581	357,721	417,190	433,519	455,593		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	296, 438	304, 300	315, 387	358, 930	418, 500	434, 224	455, 895
	50	296, 942	304, 804	316, 395	360, 241	419, 307	434, 628	456, 198
	51	297, 446	305, 408	317, 403	361, 551	420, 113	435, 232	456, 500
	52	297, 950	305, 912	318, 411	362, 862	420, 718	435, 837	456, 802
	53	298, 453	306, 517	319, 419	363, 769	421, 222	436, 240	457, 004
	54	299, 058	307, 122	320, 528	365, 079	421, 927	436, 643	457, 306
	55	299, 461	307, 827	321, 536	366, 289	422, 532	437, 147	457, 508
	56	299, 865	308, 432	322, 544	367, 498	423, 238	437, 651	457, 810
	57	300, 369	309, 037	323, 551	368, 607	423, 540	438, 155	458, 012
	58	300, 873	309, 843	324, 660	369, 917	424, 246	438, 659	458, 314
	59	301, 377	310, 650	325, 769	371, 328	424, 951	439, 063	458, 617
	60	301, 780	311, 355	326, 878	372, 739	425, 455	439, 466	458, 818
	61	302, 284	312, 162	327, 684	374, 050	425, 858	439, 869	459, 020
	62	302, 687	312, 968	328, 793	375, 562	426, 262	440, 171	459, 322
	63	303, 191	313, 774	329, 902	377, 074	426, 766	440, 474	459, 625
	64	303, 594	314, 681	331, 010	378, 485	427, 270	440, 776	459, 927
	65	304, 098	315, 488	331, 917	379, 694	427, 773	440, 978	460, 129
	66	304, 602	316, 294	333, 026	381, 105	428, 177	441, 280	460, 431
	67	305, 005	317, 101	334, 135	382, 416	428, 681	441, 582	460, 733
	68	305, 408	317, 907	335, 244	383, 827	429, 185	441, 784	461, 036
	69	305, 912	318, 814	336, 252	384, 936	429, 689	441, 986	461, 237
	70	306, 316	319, 620	337, 360	386, 145	430, 193	442, 288	461, 540
	71	306, 719	320, 528	338, 570	387, 355	430, 797	442, 590	461, 842
	72	307, 223	321, 435	339, 779	388, 564	431, 301	442, 792	462, 145
	73	307, 727	322, 040	340, 485	389, 875	431, 704	442, 994	462, 346
	74	308, 231	322, 947	341, 795	391, 084	432, 309	443, 296	
	75	308, 835	323, 854	343, 106	392, 294	432, 712	443, 598	
	76	309, 239	324, 660	344, 416	393, 402	432, 914	443, 800	
	77	309, 743	325, 265	345, 626	394, 511	433, 216	444, 001	
	78	310, 247	326, 172	347, 037	395, 721	433, 720	444, 304	
	79	310, 851	327, 079	348, 448	396, 829	434, 023	444, 606	
	80	311, 456	328, 087	349, 859	398, 039	434, 325	444, 808	
	81	311, 960	328, 994	351, 169	399, 148	434, 628	445, 009	
	82	312, 464	330, 002	352, 782	399, 752	435, 031	445, 312	
	83	313, 170	330, 909	354, 294	400, 256	435, 434	445, 614	
	84	313, 774	331, 917	355, 806	400, 760	435, 837	445, 816	
	85	314, 379	332, 825	357, 217	401, 365	436, 139	446, 017	
	86	314, 984	333, 833	358, 729	401, 970			
	87	315, 689	334, 840	360, 241	402, 575			
	88	316, 395	335, 848	361, 652	403, 180			
	89	317, 101	336, 756	362, 962	403, 482			
	90	317, 806	338, 066	364, 172	403, 986			
	91	318, 512	339, 275	365, 381	404, 490			
	92	319, 217	340, 485	366, 692	404, 994			
	93	319, 721	341, 695	368, 002	405, 397			
	94	320, 628	343, 005	369, 514	405, 800			
	95	321, 536	344, 214	371, 026	406, 304			
	96	322, 342	345, 424	372, 437	406, 808			
	97	323, 047	346, 634	373, 747	407, 211			
	98	323, 955	347, 944	374, 957	407, 715			
	99	324, 862	349, 153	376, 066	408, 219			
	100	325, 769	350, 363	377, 275	408, 622			

	101	326, 676	351, 774	378, 384	408, 925					
	102	327, 684	352, 681	379, 493	409, 328					
	103	328, 692	353, 689	380, 601	409, 731					
	104	329, 599	354, 798	381, 710	410, 034					
	105	330, 406	355, 907	382, 920	410, 336					
	106	331, 010	357, 015	383, 424	410, 840					
	107	331, 615	358, 023	384, 028	411, 344					
	108	332, 220	359, 031	384, 633	411, 848					
	109	332, 724	360, 241	385, 238	412, 150					
	110	333, 228	361, 249	385, 742	412, 654					
	111	333, 631	362, 257	386, 145	413, 158					
	112	334, 135	363, 164	386, 649	413, 662					
	113	334, 941	364, 071	387, 052	413, 965					
	114	335, 546	364, 978	387, 455	414, 469					
	115	336, 252	365, 885	387, 959	414, 973					
	116	336, 856	366, 893	388, 463	415, 476					
	117	337, 461	367, 901	388, 867	415, 880					
	118	338, 167	368, 304	389, 371	416, 384					
	119	338, 872	368, 909	389, 975	416, 787					
	120	339, 578	369, 514	390, 479	417, 291					
	121	340, 183	369, 816	390, 681	417, 694					
	122	340, 485	370, 220	391, 185						
	123	340, 989	370, 623	391, 689						
	124	341, 493	371, 026	392, 092						
	125	341, 795	371, 429	392, 596						
	126		371, 832	393, 100						
	127		372, 235	393, 604						
	128		372, 639	394, 108						
	129		373, 042	394, 410						
	130		373, 445	394, 914						
	131		373, 848	395, 418						
	132		374, 251	395, 922						
	133		374, 453	396, 225						
	134		374, 957	396, 729						
	135		375, 259	397, 132						
	136		375, 562	397, 535						
	137		375, 864	397, 837						
	138		376, 267	398, 241						
	139		376, 771	398, 745						
	140		377, 275	399, 248						
	141		377, 578	399, 551						
	142		378, 082							
	143		378, 586							
	144		379, 089							
	145		379, 392							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		257, 430	269, 626	274, 162	307, 021	324, 459	339, 175	363, 567	400, 156	433, 317

備考 この表は、警察官に適用する。

海事職給料表

職員の区分	職の務級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	234,953	293,414	335,647	382,920
	2	238,279	295,127	336,756	384,633
	3	241,605	296,841	337,864	386,347
	4	244,931	298,554	338,872	387,859
	5	248,157	300,268	339,779	389,371
	6	251,281	301,780	341,191	391,084
	7	254,507	303,191	342,803	392,798
	8	257,531	304,703	344,416	394,310
	9	260,555	306,215	346,331	395,821
	10	263,478	307,525	347,944	397,333
	11	266,401	308,735	349,557	398,745
	12	269,223	310,045	351,169	400,256
	13	272,045	311,355	352,883	401,768
	14	274,968	312,666	354,496	403,180
	15	277,791	313,875	356,108	404,490
	16	280,512	315,185	357,620	405,800
	17	283,133	316,395	359,132	407,312
	18	284,544	317,504	359,938	408,824
	19	285,955	318,713	360,745	410,437
	20	287,366	319,822	361,450	412,049
	21	288,777	321,132	362,257	413,561
	22	289,886	321,939	362,962	414,973
	23	290,995	322,644	363,769	416,384
	24	292,103	323,350	364,474	417,795
	25	293,212	324,055	365,281	419,105
	26	293,817	324,761	365,986	420,315
	27	294,220	325,366	366,793	421,524
	28	294,623	325,971	367,498	422,734
	29	295,026	326,676	368,204	423,943
	30	295,430	327,180	368,909	424,951
	31	295,732	327,785	369,514	425,959
	32	296,034	328,390	370,220	426,967
	33	296,337	328,994	370,925	427,471
	34	296,639	329,599	371,530	428,277
	35	296,942	330,002	372,235	429,185
	36	297,244	330,506	372,840	430,092
	37	297,546	331,010	373,546	430,898
	38	297,849	331,514	374,151	431,805
	39	298,151	332,018	374,755	432,612
	40	298,453	332,321	375,461	433,519
	41	298,756	332,623	376,166	434,325
	42	298,957	332,925	376,872	435,132
	43	299,260	333,228	377,578	436,039
	44	299,562	333,530	378,182	436,543
	45	299,865	333,833	378,787	436,744
	46	300,066	334,135	379,593	437,147
	47	300,369	334,437	380,400	437,450
	48	300,671	334,740	381,105	437,752
	49	300,973	335,042	381,912	438,055
	50	301,276	335,344	382,819	438,256
	51	301,578	335,647	383,625	438,559
	52	301,780	335,949	384,331	438,962

	53	301,981	336,252	384,936	439,264
	54	302,284	336,554	385,843	439,768
	55	302,586	336,856	386,750	440,272
	56	302,788	337,058	387,556	440,776
	57	302,989	337,260	387,859	441,381
	58	303,292	337,562	388,161	441,986
	59	303,594	337,864	388,463	442,490
	60	303,796	338,066	388,766	442,994
	61	303,997	338,268	389,068	443,598
	62	304,300	338,570	389,371	444,102
	63	304,602	338,872	389,673	444,606
	64	304,804	339,074	389,975	445,110
	65	305,005	339,275	390,177	445,614
	66	305,207	339,578	390,379	446,119
	67	305,408	339,880	390,681	446,623
	68	305,711	340,082	390,983	447,128
	69	306,013	340,283	391,286	447,632
	70			391,487	448,136
	71			391,790	448,640
	72			392,092	449,145
	73			392,394	449,648
	74			392,698	450,152
	75			393,001	450,657
	76			393,304	451,161
	77			394,007	451,964
	78			394,410	452,468
	79			394,914	453,174
	80			395,418	453,879
	81			395,821	454,381
	82			396,225	
	83			396,628	
	84			397,031	
	85			397,535	
	86			398,039	
	87			398,543	
	88			399,047	
	89			399,349	
	90			399,752	
	91			400,055	
	92			400,458	
	93			400,962	
	94			401,464	
	95			401,968	
	96			402,472	
	97			402,976	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 235,356	円 266,703	円 297,647	円 340,485

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(一)

職員の 区分	職 の 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	214,592	261,865	392,495	468,394
	2	217,011	263,276	394,007	470,208
	3	219,329	264,687	395,418	472,022
	4	221,648	266,098	396,829	473,837
	5	223,865	267,509	398,241	475,550
	6	226,183	268,719	399,652	477,264
	7	228,401	269,929	401,164	479,179
	8	230,618	271,138	402,575	480,993
	9	232,836	272,448	403,885	482,707
	10	235,053	273,557	405,296	484,319
	11	237,271	274,666	406,808	485,932
	12	239,488	275,875	408,320	487,444
	13	241,706	277,186	409,630	488,956
	14	243,823	278,899	411,142	490,266
	15	245,939	280,613	412,654	491,678
	16	248,056	282,326	414,166	492,988
	17	250,173	284,040	415,577	494,197
	18	251,987	286,056	417,190	494,802
	19	253,701	288,273	418,803	495,407
	20	255,414	290,491	420,315	496,112
	21	257,128	292,708	421,524	496,717
	22	258,438	294,926	422,935	
	23	259,748	297,143	424,346	
	24	260,958	299,260	425,657	
	25	262,167	301,276	427,270	
	26	263,377	303,191	428,681	
	27	264,586	305,106	429,991	
	28	265,796	306,920	431,402	
	29	266,905	308,735	432,813	
	30	267,913	310,650	434,124	
	31	269,021	312,464	435,635	
	32	270,029	314,178	437,147	
	33	271,138	315,891	438,760	
	34	272,247	317,705	440,171	
	35	273,456	319,419	441,784	
	36	274,767	321,032	443,296	
	37	275,976	322,644	445,009	
	38	277,085	324,358	446,521	
	39	278,294	326,172	448,134	
	40	279,403	327,886	449,747	
	41	280,714	329,196	451,259	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	42	281,722	331,111	452,771
	43	282,729	332,925	453,980
	44	283,637	334,639	455,190
	45	284,241	336,252	456,399
	46	285,048	338,167	457,710
	47	285,854	339,880	458,919
	48	286,660	341,594	460,129
	49	287,366	343,307	461,237
	50	288,172	345,021	462,447
	51	288,878	346,734	463,657
	52	289,684	348,448	464,866
	53	290,491	350,161	466,076
	54	291,297	351,472	467,285
	55	292,003	352,782	468,495
	56	292,809	354,092	469,704
	57	293,515	355,604	470,813
	58	294,119	357,217	471,418
	59	294,926	358,729	471,922
	60	295,732	360,342	472,426
	61	296,438	361,753	472,930
	62	297,042	363,365	
	63	297,849	364,978	
	64	298,453	366,389	
	65	299,461	367,901	
	66	300,268	369,514	
	67	300,973	371,127	
	68	301,679	372,639	
	69	302,284	374,151	
	70	302,989	375,763	
	71	303,695	377,275	
	72	304,400	378,787	
	73	305,106	380,299	
	74	305,812	381,912	
	75	306,517	383,524	
	76	307,021	385,036	
	77	307,626	386,448	
	78	308,231	387,859	
	79	308,936	389,270	
	80	309,541	390,580	

81	310, 045	391, 890
82	310, 650	393, 302
83	311, 355	394, 612
84	312, 061	395, 922
85	312, 666	397, 031
86	313, 472	398, 442
87	314, 178	399, 752
88	314, 782	401, 063
89	315, 488	402, 272
90	316, 294	403, 583
91	317, 101	404, 691
92	317, 907	405, 901
93	318, 411	407, 111
94	319, 217	408, 219
95	320, 024	409, 429
96	320, 830	410, 638
97	321, 435	412, 049
98	322, 140	413, 057
99	322, 947	414, 065
100	323, 652	415, 073
101	324, 459	415, 980
102	325, 265	416, 988
103	326, 172	418, 097
104	326, 978	419, 206
105	327, 583	419, 911
106	328, 390	420, 819
107	329, 196	421, 726
108	330, 002	422, 633
109	330, 708	423, 439
110	331, 111	424, 246
111	331, 413	425, 052
112	331, 917	425, 858
113	332, 421	426, 463
114	332, 825	427, 169
115	333, 228	427, 874
116	333, 631	428, 580
117	334, 135	429, 185
118	334, 639	429, 689
119	335, 042	429, 991
120	335, 546	430, 293

	121	336,050	430,596		
	122	336,453	430,898		
	123	336,856	431,201		
	124	337,360	431,402		
	125	337,864	431,604		
	126	338,167	431,906		
	127	338,469	432,208		
	128	338,771	432,410		
	129	338,973	432,612		
	130	339,275	432,914		
	131	339,578	433,216		
	132	339,779	433,418		
	133	339,981	433,620		
	134	340,183	433,922		
	135	340,384	434,224		
	136	340,687	434,426		
	137	340,989	434,628		
	138	341,191	434,930		
	139	341,493	435,232		
	140	341,795	435,434		
	141	341,997	435,635		
	142	342,199	435,938		
	143	342,501	436,240		
	144	342,703	436,442		
	145	343,005	436,643		
	146	343,206			
	147	343,509			
	148	343,811			
	149	344,013			
	150	344,214			
	151	344,517			
	152	344,819			
	153	345,021			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 249,165	円 291,196	円 350,968	円 439,466

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	214,592	235,860	364,777	451,662
	2	217,011	238,279	366,289	452,972
	3	219,329	240,698	367,800	454,182
	4	221,648	243,218	369,212	455,492
	5	223,865	245,637	370,623	456,601
	6	226,183	248,056	371,933	457,710
	7	228,401	250,475	373,243	458,919
	8	230,618	252,995	374,655	460,129
	9	232,836	255,414	376,066	461,439
	10	235,053	257,027	377,376	462,649
	11	237,271	258,639	378,686	463,757
	12	239,488	260,252	379,896	464,866
	13	241,706	261,865	381,105	466,076
	14	243,823	263,276	382,416	466,882
	15	245,939	264,687	383,625	467,688
	16	248,056	266,098	384,835	468,595
	17	250,173	267,509	385,843	469,503
	18	251,987	268,719	387,052	469,906
	19	253,701	269,929	388,262	470,410
	20	255,414	271,138	389,371	470,914
	21	257,128	272,448	390,379	471,418
	22	258,438	273,557	391,588	
	23	259,748	274,666	392,798	
	24	260,958	275,875	393,906	
	25	262,167	277,186	394,914	
	26	263,276	278,899	396,124	
	27	264,385	280,613	397,233	
	28	265,494	282,326	398,341	
	29	266,703	284,040	399,450	
	30	267,812	286,056	400,660	
	31	268,921	288,273	401,869	
	32	269,929	290,491	402,978	
	33	271,037	292,708	403,986	
	34	272,045	294,926	405,095	
	35	273,053	297,143	406,304	
	36	274,162	299,260	407,514	
	37	275,371	301,276	408,723	
	38	276,279	303,191	410,034	
	39	277,287	305,106	411,142	
	40	278,395	306,920	412,352	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	41	279,605	308,735	413,461
	42	280,714	310,650	414,771
	43	281,822	312,464	415,779
	44	282,931	314,178	416,888
	45	283,838	315,891	418,097
	46	284,645	317,705	419,307
	47	285,451	319,419	420,516
	48	286,257	321,032	421,726
	49	286,862	322,644	422,835
	50	287,668	324,358	423,842
	51	288,374	326,172	425,153
	52	289,080	327,886	426,362
	53	289,886	329,196	427,572
	54	290,692	331,111	428,681
	55	291,297	332,925	429,789
	56	292,003	334,639	430,898
	57	292,708	336,252	431,906
	58	293,515	338,167	433,116
	59	294,321	339,880	434,325
	60	294,926	341,594	435,535
	61	295,530	343,307	436,139
	62	296,236	345,021	436,946
	63	296,942	346,734	437,651
	64	297,446	348,448	438,155
	65	298,151	350,161	438,458
	66	298,857	351,472	438,760
	67	299,461	352,782	439,163
	68	300,066	354,092	439,566
	69	300,772	355,604	439,869
	70	301,477	357,116	440,272
	71	302,082	358,628	440,574
	72	302,788	360,140	440,877
	73	303,292	361,450	441,179
	74	303,896	362,962	441,482
	75	304,602	364,474	441,784
	76	305,106	365,885	442,086
	77	305,711	367,296	442,288
	78	306,316	368,808	442,590
	79	306,920	370,320	442,893
	80	307,525	371,832	443,094

	81	308, 029	373, 143	443, 296
	82	308, 533	374, 453	
	83	309, 138	375, 763	
	84	309, 743	376, 973	
	85	310, 146	378, 182	
	86	310, 549	379, 392	
	87	311, 053	380, 501	
	88	311, 557	381, 609	
	89	311, 960	382, 617	
	90	312, 464	383, 726	
	91	312, 867	384, 835	
	92	313, 371	385, 944	
	93	313, 674	387, 052	
	94	314, 178	388, 161	
	95	314, 681	389, 169	
	96	315, 085	390, 278	
	97	315, 387	391, 286	
	98	315, 790	392, 294	
	99	316, 193	393, 201	
	100	316, 597	394, 108	
	101	317, 000	394, 914	
	102	317, 302	395, 922	
	103	317, 605	396, 729	
	104	317, 907	397, 636	
	105	318, 109	398, 442	
	106	318, 411	399, 349	
	107	318, 713	400, 256	
	108	318, 915	401, 164	
	109	319, 116	401, 970	
	110	319, 318	402, 978	
	111	319, 620	403, 885	
	112	319, 923	404, 792	
	113	320, 124	405, 397	
	114	320, 326	406, 304	
	115	320, 528	407, 211	
	116	320, 830	408, 118	
	117	321, 132	408, 925	
	118	321, 334	409, 630	
	119	321, 636	410, 437	
	120	321, 939	411, 243	

	121	322, 140	411, 848		
	122	322, 342	412, 553		
	123	322, 544	413, 259		
	124	322, 846	413, 864		
	125	323, 148	414, 469		
	126		415, 174		
	127		415, 678		
	128		416, 283		
	129		416, 888		
	130		417, 492		
	131		417, 996		
	132		418, 500		
	133		418, 803		
	134		419, 105		
	135		419, 307		
	136		419, 609		
	137		419, 911		
	138		420, 214		
	139		420, 516		
	140		420, 819		
	141		421, 121		
	142		421, 423		
	143		421, 726		
	144		422, 028		
	145		422, 230		
	146		422, 532		
	147		422, 835		
	148		423, 036		
	149		423, 238		
	150		423, 540		
	151		423, 842		
	152		424, 044		
	153		424, 246		
	154		424, 548		
	155		424, 850		
	156		425, 052		
	157		425, 254		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 240, 295	円 288, 072	円 344, 315	円 428, 983

備考 1 この表は、県立の中学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	197,759	248,762	341,594	391,588	463,757
	2	198,868	253,096	343,610	392,999	474,038
	3	200,078	255,918	345,626	394,410	483,816
	4	201,186	258,639	347,541	395,821	493,794
	5	202,295	261,260	349,355	397,233	503,773
	6	204,513	262,974	351,371	398,644	513,852
	7	206,629	264,486	353,286	399,954	522,622
	8	208,746	265,998	355,201	401,365	530,584
	9	210,863	267,509	356,915	402,776	538,446
	10	212,879	269,525	358,527	404,288	545,603
	11	214,894	271,440	360,039	405,699	550,945
	12	216,910	273,356	361,652	407,111	555,481
	13	218,926	275,371	363,265	408,421	558,505
	14	220,841	277,589	364,273	409,933	560,520
	15	222,756	279,806	365,281	411,445	
	16	224,571	282,024	366,188	412,957	
	17	226,284	284,141	367,296	414,469	
	18	228,099	286,459	368,506	416,081	
	19	229,913	288,777	369,716	417,694	
	20	231,727	291,196	370,925	419,407	
	21	233,542	293,515	372,135	420,617	
	22	235,356	295,631	373,243	422,028	
	23	237,069	297,748	374,251	423,439	
	24	238,783	299,764	375,259	424,750	
	25	240,496	301,780	376,368	426,060	
	26	242,613	303,695	377,376	427,370	
	27	244,528	305,610	378,283	428,882	
	28	246,443	307,525	379,291	430,394	
	29	248,358	309,440	380,198	431,604	
	30	249,467	310,952	381,005	432,813	
	31	250,576	312,464	381,811	434,426	
	32	251,685	313,976	382,617	435,938	
	33	253,096	315,488	383,323	437,248	
	34	254,406	317,000	384,028	438,659	
	35	255,817	318,512	384,835	440,070	
	36	257,228	319,923	385,641	441,482	
	37	258,639	321,334	386,347	442,893	
	38	260,151	322,241	387,052	444,304	
	39	261,663	323,148	387,859	445,715	
	40	263,276	323,955	388,665	447,126	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	41	264,687	324,660	389,471	448,235
	42	265,998	325,164	390,681	449,545
	43	267,409	325,668	391,890	450,956
	44	268,820	326,071	393,100	452,267
	45	270,332	326,475	393,806	453,073
	46	271,642	326,978	394,814	453,879
	47	272,852	327,482	395,620	454,787
	48	274,061	327,886	396,325	455,694
	49	275,271	328,289	397,031	456,500
	50	276,379	328,692	397,737	457,306
	51	277,488	328,994	398,341	457,911
	52	278,597	329,498	398,946	458,718
	53	279,605	329,902	399,551	459,121
	54	280,714	330,305	400,256	459,725
	55	281,722	330,708	401,063	460,229
	56	282,729	331,010	401,869	460,733
	57	283,737	331,413	402,474	461,237
	58	284,443	331,716	403,280	
	59	284,947	332,119	403,986	
	60	285,552	332,421	404,691	
	61	286,157	332,825	405,296	
	62	286,761	333,329	406,002	
	63	287,366	333,933	406,607	
	64	287,870	334,437	407,312	
	65	288,475	334,840	408,018	
	66	288,979	335,445	408,622	
	67	289,584	335,949	409,227	
	68	290,088	336,554	409,933	
	69	290,692	337,058	410,638	
	70	291,398	337,562	411,142	
	71	292,003	338,066	411,747	
	72	292,607	338,671	412,352	
	73	293,212	339,175	412,856	
	74	293,817	339,880	413,461	
	75	294,422	340,586	414,065	
	76	295,127	341,291	414,569	
	77	295,732	341,896	415,073	
	78	296,438	342,501	415,577	
	79	297,143	343,206	416,081	
	80	297,647	343,912	416,787	
	81	298,252	344,618	417,190	
	82	298,857	345,323		
	83	299,562	345,928		
	84	300,167	346,533		

	85	300, 671	347, 037			
	86	301, 276	347, 541			
	87	301, 981	347, 944			
	88	302, 586	348, 347			
	89	303, 090	348, 649			
	90	303, 695	349, 153			
	91	304, 400	349, 456			
	92	305, 005	349, 859			
	93	305, 610	350, 161			
	94	306, 215	350, 464			
	95	306, 819	350, 867			
	96	307, 424	351, 270			
	97	307, 727	351, 774			
	98	308, 231	352, 278			
	99	308, 835	352, 782			
	100	309, 339	353, 286			
	101	309, 743	353, 790			
	102	310, 146	354, 294			
	103	310, 448	354, 697			
	104	310, 851	355, 201			
	105	311, 254	355, 604			
	106	311, 658	356, 007			
	107	312, 061	356, 511			
	108	312, 363	356, 915			
	109	312, 565	357, 419			
	110	312, 968	357, 822			
	111	313, 270	358, 225			
	112	313, 472	358, 628			
	113	313, 774	359, 132			
	114	314, 077	359, 535			
	115	314, 379	359, 938			
	116	314, 681	360, 342			
	117	314, 883	360, 846			
	118	315, 185	361, 249			
	119	315, 387	361, 652			
	120	315, 689	362, 055			
	121	315, 992	362, 458			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 232, 030	円 275, 573	円 301, 578	円 345, 726	円 406, 607

備考 この表は、試験研究機関で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の区分	職務級の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	

	49	413,100	487,300	542,700
	50	413,500	488,000	543,500
	51	414,000	488,700	544,200
	52	414,400	489,300	545,100
	53	414,800	489,900	546,000
	54	415,100	490,600	546,800
	55	415,400	491,200	547,700
	56	415,800	491,800	548,600
	57	416,100	492,100	549,400
	58	416,500	492,700	550,200
	59	416,800	493,300	551,000
	60	417,200	494,000	551,700
	61	417,600	494,400	552,500
	62	417,900	495,000	553,400
	63	418,200	495,700	554,300
	64	418,500	496,400	555,200
	65	418,800	496,800	556,000
	66		497,400	556,900
	67		498,000	557,800
	68		498,500	558,700
	69		499,000	559,500
	70		499,500	560,400
	71		500,000	561,300
	72		500,500	562,200
	73		500,900	563,000
	74		501,400	
	75		501,800	
	76		502,200	
	77		502,700	
	78		503,300	
	79		503,800	
	80		504,200	
	81		504,700	
	82		505,300	
	83		505,900	
	84		506,400	
	85		506,900	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800
				基 準 給料月額 円 488,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の区分	職務級の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	202,597	241,706	276,581	295,631	328,894	375,259	430,596
	2	204,714	243,016	277,387	296,438	330,305	376,973	432,511
	3	206,831	244,327	278,093	297,143	331,716	378,586	434,527
	4	208,948	245,637	278,899	297,849	333,127	380,198	436,341
	5	210,963	246,846	279,706	298,554	334,538	381,710	438,155
	6	212,979	247,955	280,512	299,260	336,151	383,323	439,768
	7	214,995	248,963	281,318	299,965	337,663	384,936	441,381
	8	216,810	249,870	282,024	300,671	339,175	386,548	442,893
	9	218,624	250,979	282,729	301,477	340,586	388,161	444,405
	10	220,539	252,088	283,536	302,183	342,199	390,177	445,715
	11	222,454	253,197	284,342	302,989	343,710	392,193	447,025
	12	224,571	254,406	285,149	303,594	345,222	394,209	448,336
	13	226,284	255,616	285,955	304,199	346,634	395,620	449,646
	14	228,300	256,825	286,761	305,308	348,246	397,333	450,856
	15	230,518	258,035	287,467	306,416	349,758	399,047	452,065
	16	232,634	259,143	288,273	307,626	351,270	400,760	453,174
	17	234,751	260,151	289,080	308,735	352,782	402,474	454,383
	18	235,860	261,159	289,886	309,944	354,395	403,986	455,492
	19	236,868	262,268	290,692	311,053	356,007	405,498	456,702
	20	237,976	263,276	291,398	312,262	357,519	407,010	457,911
	21	239,085	264,385	292,204	313,472	358,830	408,320	459,020
	22	239,892	265,292	293,111	314,681	360,342	409,630	459,826
	23	240,799	266,098	294,019	315,891	361,854	410,941	460,229
	24	241,605	266,905	294,724	317,000	363,365	412,049	460,935
	25	242,512	267,711	295,430	318,209	364,777	413,158	461,439
	26	243,419	268,517	296,337	319,419	366,289	414,267	461,842
	27	244,327	269,324	297,244	320,528	367,800	415,376	462,245
	28	245,234	270,130	297,950	321,737	369,212	416,484	462,649
	29	246,040	270,836	298,756	322,947	370,623	417,291	463,052
	30	246,846	271,642	299,764	324,156	372,235	418,097	463,455
	31	247,552	272,448	300,671	325,366	373,647	418,803	463,757
	32	248,358	273,255	301,679	326,575	375,158	419,609	464,060
	33	249,064	274,061	302,687	327,684	376,368	420,012	464,362
	34	249,669	274,867	303,796	328,793	377,477	420,617	464,664
	35	250,374	275,472	304,804	330,002	378,686	421,121	464,967
	36	251,080	276,279	305,711	331,212	379,795	421,524	465,269

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	37	251,785	277,186	306,719	332,421	380,803	421,927	465,572
	38	252,390	277,992	307,727	333,631	381,609	422,129	
	39	252,995	278,798	308,735	334,941	382,517	422,431	
	40	253,600	279,504	309,743	336,151	383,625	422,734	
	41	254,204	280,210	310,650	337,058	384,633	423,036	
	42	254,809	281,016	311,859	338,268	385,641	423,339	
	43	255,414	281,822	312,968	339,477	386,649	423,641	
	44	255,918	282,528	314,077	340,687	387,556	423,943	
	45	256,321	283,233	315,085	341,594	388,363	424,145	
	46	256,926	284,040	316,193	342,602	389,169	424,447	
	47	257,329	284,846	317,302	343,610	390,076	424,750	
	48	257,732	285,552	318,310	344,517	390,883	425,052	
	49	258,135	286,257	319,419	345,424	391,386	425,254	
	50	258,639	286,963	320,427	346,331	392,193	425,455	
	51	259,143	287,568	321,536	347,339	392,999	425,758	
	52	259,647	288,273	322,644	348,246	393,806	426,060	
	53	259,950	288,979	323,652	348,750	394,209	426,262	
	54	260,252	289,584	324,660	349,657	394,914		
	55	260,555	290,289	325,668	350,363	395,620		
	56	260,857	290,894	326,676	351,270	396,225		
	57	261,159	291,599	327,583	351,976	396,628		
	58	261,462	292,305	328,591	352,278	397,132		
	59	261,764	293,011	329,599	352,681	397,737		
	60	262,067	293,615	330,506	353,286	398,341		
	61	262,369	294,119	331,413	353,891	398,745		
	62	262,671	294,724	332,119	354,596	399,248		
	63	262,974	295,430	332,825	355,302	399,752		
	64	263,276	296,034	333,429	355,907	400,256		
	65	263,578	296,538	334,034	356,612	400,861		
	66	263,881	297,143	334,740	357,116	401,365		
	67	264,183	297,849	335,344	357,721	401,970		
	68	264,486	298,453	335,949	358,326	402,575		
	69	264,788	299,058	336,554	358,628	403,079		
	70	265,090	299,663	336,756	359,132	403,583		
	71	265,393	300,268	337,159	359,535	403,986		
	72	265,594	300,873	337,663	360,039	404,389		
	73	265,796	301,477	338,268	360,543	404,691		
	74	266,098	301,981	338,771	361,047	405,195		
	75	266,401	302,385	339,275	361,551	405,599		
	76	266,602	302,788	339,679	361,954	406,002		

	77	266,804	303,090	340,283	362,257	406,405		
	78	267,106	303,392	340,787	362,559			
	79	267,409	303,594	341,191	362,761			
	80	267,610	303,896	341,695	363,063			
	81	267,812	304,199	342,199	363,567			
	82	268,114	304,400	342,501	363,869			
	83	268,417	304,703	342,703	364,172			
	84	268,618	305,005	343,005	364,474			
	85	268,820	305,207	343,408	364,877			
	86		305,408	343,811	365,180			
	87		305,610	344,114	365,482			
	88		305,812	344,416	365,785			
	89		306,215	344,718	366,188			
	90		306,416	344,920	366,490			
	91		306,618	345,323	366,692			
	92		306,819	345,626	366,994			
	93		307,223	345,827	367,296			
	94		307,424	346,130	367,700			
	95		307,626	346,432	368,103			
	96		307,928	346,634	368,506			
	97		308,231	346,835	369,010			
	98		308,432	347,137	369,413			
	99		308,634	347,440	369,816			
	100		308,936	347,641	370,220			
	101		309,239	347,843	370,724			
	102		309,440	348,045				
	103		309,642	348,448				
	104		309,944	348,649				
	105		310,247	348,851				
	106			349,153				
	107			349,557				
	108			349,960				
	109			350,161				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 202,900	円 229,711	円 259,345	円 273,456	円 300,167	円 342,703	円 386,448

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の区分	職務級の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,462	256,724	296,236	309,743	333,429
	2	225,377	258,841	296,740	310,247	334,437
	3	227,191	261,059	297,244	310,750	335,445
	4	228,905	263,276	297,748	311,254	336,352
	5	230,618	265,494	298,151	311,758	337,360
	6	232,534	266,501	298,655	312,262	338,570
	7	234,348	267,308	299,159	312,867	339,779
	8	236,061	268,215	299,562	313,270	340,989
	9	237,775	269,021	299,965	313,774	341,896
	10	239,690	270,130	300,469	314,278	343,106
	11	241,605	271,239	300,973	314,883	344,214
	12	243,520	272,146	301,477	315,387	345,323
	13	245,335	272,952	301,881	315,790	346,331
	14	247,350	273,658	302,385	316,395	347,440
	15	249,366	274,363	302,788	317,101	348,549
	16	251,382	275,170	303,292	317,705	349,657
	17	253,398	276,279	303,796	318,310	350,766
	18	255,414	277,186	304,199	319,217	351,875
	19	257,531	278,093	304,703	320,024	352,984
	20	259,547	279,000	305,106	320,931	354,092
	21	261,462	280,008	305,610	321,737	355,201
	22	262,671	281,016	306,013	322,644	356,411
	23	263,780	281,923	306,517	323,551	357,519
	24	264,889	282,931	306,920	324,358	358,628
	25	265,998	283,737	307,424	325,164	359,636
	26	266,804	284,645	308,029	325,971	360,946
	27	267,711	285,552	308,735	326,878	362,257
	28	268,517	286,459	309,440	327,785	363,567
	29	269,324	287,467	310,146	328,490	364,777
	30	270,029	288,172	310,851	329,599	366,289
	31	270,735	288,878	311,557	330,708	367,800
	32	271,440	289,584	312,363	331,716	369,312
	33	272,247	290,188	313,069	332,825	370,522
	34	272,852	290,793	313,875	333,833	372,034
	35	273,456	291,297	314,581	334,941	373,445
	36	273,960	291,700	315,286	336,050	374,856
	37	274,565	292,103	315,992	337,159	376,267
	38	275,271	292,708	316,798	338,268	377,275
	39	275,976	293,212	317,605	339,376	378,686
	40	276,682	293,615	318,411	340,485	379,997

	41	277, 387	294, 019	319, 016	341, 291	381, 307
	42	277, 992	294, 522	319, 923	342, 400	382, 718
	43	278, 698	294, 926	320, 931	343, 509	384, 028
	44	279, 302	295, 430	321, 838	344, 517	385, 339
	45	280, 109	295, 934	322, 644	345, 424	386, 851
	46	280, 814	296, 337	323, 652	346, 331	388, 060
	47	281, 520	296, 841	324, 660	347, 339	389, 169
	48	282, 125	297, 244	325, 567	348, 347	390, 379
	49	282, 629	297, 748	326, 475	349, 557	391, 487
	50	283, 133	298, 151	327, 382	350, 867	392, 394
	51	283, 536	298, 655	328, 390	352, 076	393, 402
	52	283, 939	299, 159	329, 398	353, 286	394, 310
	53	284, 241	299, 562	330, 204	354, 193	394, 914
	54	284, 745	299, 965	331, 111	355, 403	395, 721
	55	285, 149	300, 469	332, 119	356, 511	396, 527
	56	285, 552	300, 873	333, 026	357, 822	397, 333
	57	285, 955	301, 377	333, 933	358, 830	398, 039
	58	286, 358	302, 082	334, 840	359, 737	398, 745
	59	286, 660	302, 788	335, 848	360, 846	399, 450
	60	286, 963	303, 493	336, 756	362, 055	400, 055
	61	287, 366	304, 199	337, 663	363, 164	400, 660
	62	287, 769	305, 106	338, 771	364, 373	401, 264
	63	288, 172	306, 013	339, 981	365, 583	401, 970
	64	288, 475	306, 719	341, 191	366, 591	402, 575
	65	288, 777	307, 424	341, 896	367, 599	403, 280
	66	289, 180	308, 331	343, 005	368, 607	403, 784
	67	289, 584	309, 138	344, 114	369, 716	404, 389
	68	289, 886	309, 944	345, 021	370, 824	404, 893
	69	290, 289	310, 650	346, 130	371, 631	405, 296
	70	290, 793	311, 557	346, 835	372, 739	405, 901
	71	291, 196	312, 464	347, 944	373, 848	406, 304
	72	291, 499	313, 270	349, 053	374, 856	406, 607
	73	291, 902	314, 178	350, 161	375, 562	406, 909
	74	292, 406	314, 984	351, 371	376, 368	407, 413
	75	292, 910	315, 891	352, 480	377, 174	407, 816
	76	293, 414	316, 798	353, 588	377, 880	408, 118
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	77	293, 918	317, 605	354, 697	378, 485	408, 421
	78	294, 422	318, 512	355, 806	378, 989	408, 925
	79	295, 026	319, 520	356, 814	379, 493	409, 429
	80	295, 430	320, 427	357, 923	379, 997	409, 832
	81	295, 934	320, 931	358, 830	380, 601	410, 134
	82	296, 337	321, 737	359, 838	381, 105	410, 538
	83	296, 841	322, 644	360, 745	381, 609	411, 042
	84	297, 345	323, 451	361, 753	382, 113	411, 445

85	297, 748	324, 257	362, 660	382, 517	411, 848
86	298, 151	325, 164	363, 466	382, 920	
87	298, 655	326, 172	364, 273	383, 524	
88	299, 159	327, 180	365, 079	384, 028	
89	299, 562	328, 087	365, 684	384, 331	
90	300, 066	329, 095	366, 289	384, 835	
91	300, 570	330, 103	366, 893	385, 137	
92	301, 074	331, 111	367, 498	385, 440	
93	301, 578	331, 917	367, 901	386, 044	
94	301, 981	332, 623	368, 304	386, 548	
95	302, 485	333, 329	368, 808	387, 052	
96	303, 090	333, 933	369, 212	387, 556	
97	303, 695	334, 437	369, 716	388, 161	
98	304, 199	334, 740	370, 119	388, 665	
99	304, 703	335, 244	370, 623	389, 169	
100	305, 207	335, 848	371, 026	389, 572	
101	305, 610	336, 252	371, 328	390, 177	
102	306, 114	336, 756	371, 832	390, 681	
103	306, 517	337, 360	372, 135	391, 185	
104	306, 920	337, 864	372, 437	391, 689	
105	307, 323	338, 268	372, 840	392, 294	
106	307, 727	338, 771	373, 344	392, 697	
107	308, 130	339, 275	373, 848	393, 201	
108	308, 432	339, 779	374, 352	393, 705	
109	308, 634	340, 183	374, 856	394, 310	
110	308, 936	340, 485	375, 360		
111	309, 138	340, 787	375, 864		
112	309, 440	341, 090	376, 267		
113	309, 743	341, 392	376, 670		
114	309, 944	341, 795	377, 074		
115	310, 247	342, 098	377, 578		
116	310, 448	342, 400	378, 082		
117	310, 750	342, 602	378, 485		
118	310, 952	342, 904	378, 989		
119	311, 254	343, 206	379, 493		
120	311, 557	343, 408	379, 997		
121	311, 859	343, 610	380, 299		
122	312, 162	343, 912			
123	312, 464	344, 214			
124	312, 766	344, 517			
125	312, 968	344, 718			
126	313, 170	345, 021			
127	313, 472	345, 323			
128	313, 875	345, 525			

	129	314, 077	345, 726			
	130	314, 379	345, 928			
	131	314, 681	346, 230			
	132	315, 085	346, 432			
	133	315, 286	346, 734			
	134	315, 589	347, 137			
	135	315, 891	347, 541			
	136	316, 193	347, 944			
	137	316, 395	348, 246			
	138	316, 697	348, 649			
	139	317, 000	349, 053			
	140	317, 302	349, 456			
	141	317, 504	349, 758			
	142	317, 806	350, 161			
	143	318, 209	350, 464			
	144	318, 512	350, 867			
	145	318, 713	351, 169			
	146	318, 915	351, 572			
	147	319, 217	351, 976			
	148	319, 520	352, 379			
	149	319, 721	352, 681			
	150	319, 923	353, 084			
	151	320, 225	353, 488			
	152	320, 528	353, 891			
	153	320, 931	354, 193			
	154	321, 132				
	155	321, 334				
	156	321, 636				
	157	321, 939				
	158	322, 241				
	159	322, 544				
	160	322, 846				
	161	323, 249				
	162	323, 551				
	163	323, 854				
	164	324, 156				
	165	324, 559				
	166	324, 862				
	167	325, 164				
	168	325, 467				
	169	325, 870				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 250, 777	円 271, 844	円 279, 504	円 290, 390	円 307, 525

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）

教育職給料表(一)

職員の 区分	職 の 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	214,592	235,860	364,777	451,662
	2	217,011	238,279	366,289	452,972
	3	219,329	240,698	367,800	454,182
	4	221,648	243,218	369,212	455,492
	5	223,865	245,637	370,623	456,601
	6	226,183	248,056	371,933	457,710
	7	228,401	250,475	373,243	458,919
	8	230,618	252,995	374,655	460,129
	9	232,836	255,414	376,066	461,439
	10	235,053	257,027	377,376	462,649
	11	237,271	258,639	378,686	463,757
	12	239,488	260,252	379,896	464,866
	13	241,706	261,865	381,105	466,076
	14	243,823	263,276	382,416	466,882
	15	245,939	264,687	383,625	467,688
	16	248,056	266,098	384,835	468,595
	17	250,173	267,509	385,843	469,503
	18	251,987	268,719	387,052	469,906
	19	253,701	269,929	388,262	470,410
	20	255,414	271,138	389,371	470,914
	21	257,128	272,448	390,379	471,418
	22	258,438	273,557	391,588	
	23	259,748	274,666	392,798	
	24	260,958	275,875	393,906	
	25	262,167	277,186	394,914	
	26	263,276	278,899	396,124	
	27	264,385	280,613	397,233	
	28	265,494	282,326	398,341	
	29	266,703	284,040	399,450	
	30	267,812	286,056	400,660	
	31	268,921	288,273	401,869	
	32	269,929	290,491	402,978	
	33	271,037	292,708	403,986	
	34	272,045	294,926	405,095	
	35	273,053	297,143	406,304	
	36	274,162	299,260	407,514	
	37	275,371	301,276	408,723	
	38	276,279	303,191	410,034	
	39	277,287	305,106	411,142	
	40	278,395	306,920	412,352	

	41	279,605	308,735	413,461
	42	280,714	310,650	414,771
	43	281,822	312,464	415,779
	44	282,931	314,178	416,888
	45	283,838	315,891	418,097
	46	284,645	317,705	419,307
	47	285,451	319,419	420,516
	48	286,257	321,032	421,726
	49	286,862	322,644	422,835
	50	287,668	324,358	423,842
	51	288,374	326,172	425,153
	52	289,080	327,886	426,362
	53	289,886	329,196	427,572
	54	290,692	331,111	428,681
	55	291,297	332,925	429,789
	56	292,003	334,639	430,898
	57	292,708	336,252	431,906
	58	293,515	338,167	433,116
	59	294,321	339,880	434,325
	60	294,926	341,594	435,535
	61	295,530	343,307	436,139
	62	296,236	345,021	436,946
	63	296,942	346,734	437,651
	64	297,446	348,448	438,155
	65	298,151	350,161	438,458
	66	298,857	351,472	438,760
	67	299,461	352,782	439,163
	68	300,066	354,092	439,566
	69	300,772	355,604	439,869
	70	301,477	357,116	440,272
	71	302,082	358,628	440,574
	72	302,788	360,140	440,877
	73	303,292	361,450	441,179
	74	303,896	362,962	441,482
	75	304,602	364,474	441,784
	76	305,106	365,885	442,086
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	77	305,711	367,296	442,288
	78	306,316	368,808	442,590
	79	306,920	370,320	442,893
	80	307,525	371,832	443,094

81	308, 029	373, 143	443, 296
82	308, 533	374, 453	
83	309, 138	375, 763	
84	309, 743	376, 973	
85	310, 146	378, 182	
86	310, 549	379, 392	
87	311, 053	380, 501	
88	311, 557	381, 609	
89	311, 960	382, 617	
90	312, 464	383, 726	
91	312, 867	384, 835	
92	313, 371	385, 944	
93	313, 674	387, 052	
94	314, 178	388, 161	
95	314, 681	389, 169	
96	315, 085	390, 278	
97	315, 387	391, 286	
98	315, 790	392, 294	
99	316, 193	393, 201	
100	316, 597	394, 108	
101	317, 000	394, 914	
102	317, 302	395, 922	
103	317, 605	396, 729	
104	317, 907	397, 636	
105	318, 109	398, 442	
106	318, 411	399, 349	
107	318, 713	400, 256	
108	318, 915	401, 164	
109	319, 116	401, 970	
110	319, 318	402, 978	
111	319, 620	403, 885	
112	319, 923	404, 792	
113	320, 124	405, 397	
114	320, 326	406, 304	
115	320, 528	407, 211	
116	320, 830	408, 118	
117	321, 132	408, 925	
118	321, 334	409, 630	
119	321, 636	410, 437	
120	321, 939	411, 243	

	121	322, 140	411, 848		
	122	322, 342	412, 553		
	123	322, 544	413, 259		
	124	322, 846	413, 864		
	125	323, 148	414, 469		
	126		415, 174		
	127		415, 678		
	128		416, 283		
	129		416, 888		
	130		417, 492		
	131		417, 996		
	132		418, 500		
	133		418, 803		
	134		419, 105		
	135		419, 307		
	136		419, 609		
	137		419, 911		
	138		420, 214		
	139		420, 516		
	140		420, 819		
	141		421, 121		
	142		421, 423		
	143		421, 726		
	144		422, 028		
	145		422, 230		
	146		422, 532		
	147		422, 835		
	148		423, 036		
	149		423, 238		
	150		423, 540		
	151		423, 842		
	152		424, 044		
	153		424, 246		
	154		424, 548		
	155		424, 850		
	156		425, 052		
	157		425, 254		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 240, 295	円 288, 072	円 344, 315	円 428, 983

備考 1 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表(二)の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額は、この表の額に 7, 500円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(二)

職員の区分	職務級の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	214,592	261,865	392,495	468,394
	2	217,011	263,276	394,007	470,208
	3	219,329	264,687	395,418	472,022
	4	221,648	266,098	396,829	473,837
	5	223,865	267,509	398,241	475,550
	6	226,183	268,719	399,652	477,264
	7	228,401	269,929	401,164	479,179
	8	230,618	271,138	402,575	480,993
	9	232,836	272,448	403,885	482,707
	10	235,053	273,557	405,296	484,319
	11	237,271	274,666	406,808	485,932
	12	239,488	275,875	408,320	487,444
	13	241,706	277,186	409,630	488,956
	14	243,823	278,899	411,142	490,266
	15	245,939	280,613	412,654	491,678
	16	248,056	282,326	414,166	492,988
	17	250,173	284,040	415,577	494,197
	18	251,987	286,056	417,190	494,802
	19	253,701	288,273	418,803	495,407
	20	255,414	290,491	420,315	496,112
	21	257,128	292,708	421,524	496,717
	22	258,438	294,926	422,935	
	23	259,748	297,143	424,346	
	24	260,958	299,260	425,657	
	25	262,167	301,276	427,270	
	26	263,377	303,191	428,681	
	27	264,586	305,106	429,991	
	28	265,796	306,920	431,402	
	29	266,905	308,735	432,813	
	30	267,913	310,650	434,124	
	31	269,021	312,464	435,635	
	32	270,029	314,178	437,147	
	33	271,138	315,891	438,760	
	34	272,247	317,705	440,171	
	35	273,456	319,419	441,784	
	36	274,767	321,032	443,296	
	37	275,976	322,644	445,009	
	38	277,085	324,358	446,521	
	39	278,294	326,172	448,134	
	40	279,403	327,886	449,747	
	41	280,714	329,196	451,259	

	42	281,722	331,111	452,771
	43	282,729	332,925	453,980
	44	283,637	334,639	455,190
	45	284,241	336,252	456,399
	46	285,048	338,167	457,710
	47	285,854	339,880	458,919
	48	286,660	341,594	460,129
	49	287,366	343,307	461,237
	50	288,172	345,021	462,447
	51	288,878	346,734	463,657
	52	289,684	348,448	464,866
	53	290,491	350,161	466,076
	54	291,297	351,472	467,285
	55	292,003	352,782	468,495
	56	292,809	354,092	469,704
	57	293,515	355,604	470,813
	58	294,119	357,217	471,418
	59	294,926	358,729	471,922
	60	295,732	360,342	472,426
	61	296,438	361,753	472,930
	62	297,042	363,365	
	63	297,849	364,978	
	64	298,453	366,389	
	65	299,461	367,901	
	66	300,268	369,514	
	67	300,973	371,127	
	68	301,679	372,639	
	69	302,284	374,151	
	70	302,989	375,763	
	71	303,695	377,275	
	72	304,400	378,787	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	73	305,106	380,299	
	74	305,812	381,912	
	75	306,517	383,524	
	76	307,021	385,036	
	77	307,626	386,448	
	78	308,231	387,859	
	79	308,936	389,270	
	80	309,541	390,580	

81	310, 045	391, 890
82	310, 650	393, 302
83	311, 355	394, 612
84	312, 061	395, 922
85	312, 666	397, 031
86	313, 472	398, 442
87	314, 178	399, 752
88	314, 782	401, 063
89	315, 488	402, 272
90	316, 294	403, 583
91	317, 101	404, 691
92	317, 907	405, 901
93	318, 411	407, 111
94	319, 217	408, 219
95	320, 024	409, 429
96	320, 830	410, 638
97	321, 435	412, 049
98	322, 140	413, 057
99	322, 947	414, 065
100	323, 652	415, 073
101	324, 459	415, 980
102	325, 265	416, 988
103	326, 172	418, 097
104	326, 978	419, 206
105	327, 583	419, 911
106	328, 390	420, 819
107	329, 196	421, 726
108	330, 002	422, 633
109	330, 708	423, 439
110	331, 111	424, 246
111	331, 413	425, 052
112	331, 917	425, 858
113	332, 421	426, 463
114	332, 825	427, 169
115	333, 228	427, 874
116	333, 631	428, 580
117	334, 135	429, 185
118	334, 639	429, 689
119	335, 042	429, 991
120	335, 546	430, 293

	121	336,050	430,596		
	122	336,453	430,898		
	123	336,856	431,201		
	124	337,360	431,402		
	125	337,864	431,604		
	126	338,167	431,906		
	127	338,469	432,208		
	128	338,771	432,410		
	129	338,973	432,612		
	130	339,275	432,914		
	131	339,578	433,216		
	132	339,779	433,418		
	133	339,981	433,620		
	134	340,183	433,922		
	135	340,384	434,224		
	136	340,687	434,426		
	137	340,989	434,628		
	138	341,191	434,930		
	139	341,493	435,232		
	140	341,795	435,434		
	141	341,997	435,635		
	142	342,199	435,938		
	143	342,501	436,240		
	144	342,703	436,442		
	145	343,005	436,643		
	146	343,206			
	147	343,509			
	148	343,811			
	149	344,013			
	150	344,214			
	151	344,517			
	152	344,819			
	153	345,021			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 249,165	円 291,196	円 350,968	円 439,466

備考1 この表は、市町村立の中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で、当該中学校における教育と一貫して教育を施す高等学校の教科を担当するもの（教育委員会規則で定める職員に限る。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

行政職給料表

職員の区分	職務級の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	197,356	243,923	278,496	312,262	335,244	369,716
	2	198,465	245,234	279,504	313,774	337,058	371,429
	3	199,674	246,645	280,512	315,185	338,872	373,042
	4	200,783	248,056	281,520	316,597	340,586	374,655
	5	201,892	249,467	282,528	318,008	342,299	376,267
	6	203,605	250,878	283,536	319,116	344,013	378,082
	7	205,218	252,289	284,443	320,124	345,726	379,593
	8	206,831	253,701	285,451	321,334	347,339	381,206
	9	208,343	255,112	286,459	322,544	348,952	382,517
	10	210,056	256,321	287,467	324,156	350,665	384,129
	11	211,669	257,632	288,475	325,769	352,379	385,742
	12	213,282	258,942	289,483	327,382	353,992	387,254
	13	214,794	260,151	290,491	328,793	355,503	389,169
	14	216,507	261,361	291,801	330,406	357,116	391,084
	15	218,221	262,570	293,111	332,018	358,729	392,999
	16	219,934	263,780	294,321	333,631	360,241	394,814
	17	221,144	264,889	295,530	335,042	361,652	396,325
	18	222,756	265,998	296,841	336,756	363,365	398,140
	19	224,369	267,106	298,050	338,368	364,978	399,853
	20	225,881	268,215	299,260	339,981	366,591	401,466
	21	227,393	269,122	300,268	341,392	367,700	403,180
	22	229,006	270,130	301,477	343,106	369,212	404,591
	23	230,618	271,138	302,687	344,819	370,724	406,002
	24	232,231	272,146	303,997	346,432	372,235	407,413
	25	233,844	273,154	305,308	347,641	373,949	408,824
	26	235,557	274,061	306,316	349,557	375,763	410,034
	27	236,868	274,867	307,323	351,270	377,376	411,243
	28	238,178	275,775	308,331	352,883	379,089	412,251
	29	239,488	276,581	309,440	354,395	380,501	413,360
	30	240,597	277,387	310,650	356,007	381,811	414,569
	31	241,706	278,194	311,758	357,620	383,021	415,678
	32	242,815	278,899	312,968	359,233	384,432	416,787
	33	243,923	279,605	314,077	360,946	385,540	417,492
	34	244,831	280,411	315,387	362,761	386,448	418,198
	35	245,738	281,218	316,697	364,575	387,455	418,803
	36	246,746	281,822	318,008	366,389	388,463	419,508
	37	247,754	282,528	319,217	367,901	389,270	420,113
	38	248,661	283,334	320,528	369,312	390,177	420,718
	39	249,568	284,040	321,838	370,724	391,084	421,222
	40	250,374	284,745	323,148	372,135	391,890	421,625

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	41	251, 181	285, 451	324, 459	373, 647	392, 697	422, 028
	42	251, 886	286, 157	325, 668	374, 453	393, 503	422, 230
	43	252, 491	286, 862	326, 978	375, 360	394, 310	422, 532
	44	253, 096	287, 568	328, 087	376, 368	395, 015	422, 835
	45	253, 801	288, 273	328, 994	377, 275	395, 721	423, 137
	46	254, 406	288, 878	330, 305	378, 384	396, 426	423, 439
	47	255, 011	289, 584	331, 615	379, 291	397, 132	423, 742
	48	255, 616	290, 188	332, 925	380, 299	397, 837	424, 044
	49	256, 120	290, 894	334, 034	381, 206	398, 341	424, 246
	50	256, 724	291, 499	335, 344	381, 912	398, 946	424, 548
	51	257, 329	292, 204	336, 554	382, 617	399, 551	424, 750
	52	257, 833	292, 910	337, 764	383, 222	400, 256	425, 052
	53	258, 236	293, 414	339, 074	383, 625	400, 660	425, 254
	54	258, 639	294, 019	340, 082	384, 230	401, 264	425, 556
	55	258, 942	294, 623	341, 191	384, 835	401, 869	425, 858
	56	259, 244	295, 329	342, 299	385, 540	402, 373	426, 161
	57	259, 547	295, 934	343, 005	385, 843	402, 776	426, 362
	58	259, 849	296, 538	343, 912	386, 548	403, 381	426, 665
	59	260, 151	297, 143	344, 618	387, 254	403, 986	426, 967
	60	260, 454	297, 849	345, 424	387, 859	404, 490	427, 169
	61	260, 756	298, 453	346, 230	388, 161	404, 893	427, 370
	62	261, 059	299, 058	346, 634	388, 665	405, 397	427, 673
	63	261, 361	299, 562	347, 137	389, 270	405, 901	427, 975
	64	261, 663	300, 066	347, 843	389, 875	406, 506	428, 177
	65	261, 966	300, 570	348, 649	390, 177	406, 808	428, 378
	66	262, 268	301, 175	349, 355	390, 782	407, 211	428, 681
	67	262, 570	301, 679	350, 061	391, 487	407, 514	428, 983
	68	262, 873	302, 284	350, 665	392, 092	407, 917	429, 185
	69	263, 175	302, 687	351, 169	392, 495	408, 219	429, 386
	70	263, 478	303, 191	351, 774	392, 999	408, 522	429, 689
	71	263, 780	303, 695	352, 278	393, 604	408, 824	429, 991
	72	264, 082	304, 300	352, 883	394, 108	409, 026	430, 193
	73	264, 385	304, 804	353, 185	394, 612	409, 227	430, 394
	74	264, 687	305, 207	353, 689	395, 217	409, 530	
	75	264, 990	305, 509	353, 992	395, 620	409, 832	
	76	265, 292	305, 812	354, 395	395, 922	410, 034	
	77	265, 594	306, 013	354, 798	396, 325	410, 235	
	78	265, 897	306, 316	355, 302	396, 829	410, 538	
	79	266, 199	306, 517	355, 806	397, 233	410, 840	
	80	266, 501	306, 819	356, 310	397, 636	411, 042	
	81	266, 804	307, 021	356, 612	398, 039	411, 243	
	82	267, 106	307, 223	357, 015	398, 543	411, 545	
	83	267, 409	307, 525	357, 419	398, 946	411, 848	
	84	267, 711	307, 727	357, 822	399, 349	412, 049	

	85	268,013	308,029	358,124	399,652	412,251	
	86	268,316	308,231	358,527			
	87	268,618	308,533	358,930			
	88	268,921	308,835	359,334			
	89	269,223	309,138	359,535			
	90	269,525	309,440	359,938			
	91	269,828	309,743	360,342			
	92	270,130	310,045	360,745			
	93	270,432	310,247	360,946			
	94		310,448	361,249			
	95		310,750	361,652			
	96		311,154	361,954			
	97		311,355	362,257			
	98		311,658	362,660			
	99		311,960	363,063			
	100		312,363	363,466			
	101		312,565	363,970			
	102		312,867	364,373			
	103		313,170	364,777			
	104		313,472	365,180			
	105		313,674	365,684			
	106		313,976	366,087			
	107		314,278	366,389			
	108		314,581	366,692			
	109		314,782	367,095			
	110		315,085				
	111		315,488				
	112		315,790				
	113		315,992				
	114		316,193				
	115		316,496				
	116		316,899				
	117		317,101				
	118		317,302				
	119		317,605				
	120		317,907				
	121		318,209				
	122		318,411				
	123		318,713				
	124		319,016				
	125		319,318				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 201,892	円 229,611	円 271,642	円 292,406	円 308,130	円 334,538

備考 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員に適用する。

医療職給料表

職員の 区分	職務 級の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	202,597	241,706	276,581	295,631	328,894
	2	204,714	243,016	277,387	296,438	330,305
	3	206,831	244,327	278,093	297,143	331,716
	4	208,948	245,637	278,899	297,849	333,127
	5	210,963	246,846	279,706	298,554	334,538
	6	212,979	247,955	280,512	299,260	336,151
	7	214,995	248,963	281,318	299,965	337,663
	8	216,810	249,870	282,024	300,671	339,175
	9	218,624	250,979	282,729	301,477	340,586
	10	220,539	252,088	283,536	302,183	342,199
	11	222,454	253,197	284,342	302,989	343,710
	12	224,571	254,406	285,149	303,594	345,222
	13	226,284	255,616	285,955	304,199	346,634
	14	228,300	256,825	286,761	305,308	348,246
	15	230,518	258,035	287,467	306,416	349,758
	16	232,634	259,143	288,273	307,626	351,270
	17	234,751	260,151	289,080	308,735	352,782
	18	235,860	261,159	289,886	309,944	354,395
	19	236,868	262,268	290,692	311,053	356,007
	20	237,976	263,276	291,398	312,262	357,519
	21	239,085	264,385	292,204	313,472	358,830
	22	239,892	265,292	293,111	314,681	360,342
	23	240,799	266,098	294,019	315,891	361,854
	24	241,605	266,905	294,724	317,000	363,365
	25	242,512	267,711	295,430	318,209	364,777
	26	243,419	268,517	296,337	319,419	366,289
	27	244,327	269,324	297,244	320,528	367,800
	28	245,234	270,130	297,950	321,737	369,212
	29	246,040	270,836	298,756	322,947	370,623
	30	246,846	271,642	299,764	324,156	372,235
	31	247,552	272,448	300,671	325,366	373,647
	32	248,358	273,255	301,679	326,575	375,158
	33	249,064	274,061	302,687	327,684	376,368
	34	249,669	274,867	303,796	328,793	377,477
	35	250,374	275,472	304,804	330,002	378,686
	36	251,080	276,279	305,711	331,212	379,795

		37	251,785	277,186	306,719	332,421	380,803
		38	252,390	277,992	307,727	333,631	381,609
		39	252,995	278,798	308,735	334,941	382,517
		40	253,600	279,504	309,743	336,151	383,625
		41	254,204	280,210	310,650	337,058	384,633
		42	254,809	281,016	311,859	338,268	385,641
		43	255,414	281,822	312,968	339,477	386,649
		44	255,918	282,528	314,077	340,687	387,556
		45	256,321	283,233	315,085	341,594	388,363
		46	256,926	284,040	316,193	342,602	389,169
		47	257,329	284,846	317,302	343,610	390,076
		48	257,732	285,552	318,310	344,517	390,883
		49	258,135	286,257	319,419	345,424	391,386
		50	258,639	286,963	320,427	346,331	392,193
		51	259,143	287,568	321,536	347,339	392,999
		52	259,647	288,273	322,644	348,246	393,806
		53	259,950	288,979	323,652	348,750	394,209
		54	260,252	289,584	324,660	349,657	394,914
		55	260,555	290,289	325,668	350,363	395,620
		56	260,857	290,894	326,676	351,270	396,225
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		57	261,159	291,599	327,583	351,976	396,628
		58	261,462	292,305	328,591	352,278	397,132
		59	261,764	293,011	329,599	352,681	397,737
		60	262,067	293,615	330,506	353,286	398,341
		61	262,369	294,119	331,413	353,891	398,745
		62	262,671	294,724	332,119	354,596	399,248
		63	262,974	295,430	332,825	355,302	399,752
		64	263,276	296,034	333,429	355,907	400,256
		65	263,578	296,538	334,034	356,612	400,861
		66	263,881	297,143	334,740	357,116	401,365
		67	264,183	297,849	335,344	357,721	401,970
		68	264,486	298,453	335,949	358,326	402,575
		69	264,788	299,058	336,554	358,628	403,079
		70	265,090	299,663	336,756	359,132	403,583
		71	265,393	300,268	337,159	359,535	403,986
		72	265,594	300,873	337,663	360,039	404,389
		73	265,796	301,477	338,268	360,543	404,691
		74	266,098	301,981	338,771	361,047	405,195
		75	266,401	302,385	339,275	361,551	405,599
		76	266,602	302,788	339,679	361,954	406,002

	77	266,804	303,090	340,283	362,257	406,405
	78	267,106	303,392	340,787	362,559	
	79	267,409	303,594	341,191	362,761	
	80	267,610	303,896	341,695	363,063	
	81	267,812	304,199	342,199	363,567	
	82	268,114	304,400	342,501	363,869	
	83	268,417	304,703	342,703	364,172	
	84	268,618	305,005	343,005	364,474	
	85	268,820	305,207	343,408	364,877	
	86		305,408	343,811	365,180	
	87		305,610	344,114	365,482	
	88		305,812	344,416	365,785	
	89		306,215	344,718	366,188	
	90		306,416	344,920	366,490	
	91		306,618	345,323	366,692	
	92		306,819	345,626	366,994	
	93		307,223	345,827	367,296	
	94		307,424	346,130	367,700	
	95		307,626	346,432	368,103	
	96		307,928	346,634	368,506	
	97		308,231	346,835	369,010	
	98		308,432	347,137	369,413	
	99		308,634	347,440	369,816	
	100		308,936	347,641	370,220	
	101		309,239	347,843	370,724	
	102		309,440	348,045		
	103		309,642	348,448		
	104		309,944	348,649		
	105		310,247	348,851		
	106			349,153		
	107			349,557		
	108			349,960		
	109			350,161		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 202,900	円 229,711	円 259,345	円 273,456	円 300,167

備考 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに共同調理場の学校栄養職員に適用する。

別記第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	431, 402
2	494, 903
3	560, 420
4	647, 103
5	751, 930
6	857, 765

第 5 条第 2 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	360, 846
2	398, 140
3	427, 370

別記第 3

第 7 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	408, 219
2	458, 617
3	512, 038
4	578, 563
5	660, 207
6	771, 081
7	900, 099

参 考 资 料

目次

I 職員給与実態調査関係資料

令和7年職員給与実態調査の概要	1
第1表 部局別、給料表別調査人員	2
第2表 給料表別平均給与月額等	2
第3表 給料表別、学歴別、性別人員構成比	3
第4表 給料表別、級別平均給料月額等	4
第5表 平均給与月額の前年対比	6
第6表 諸手当等平均支給月額等の前年対比	7
第7表 管理職手当の支給状況	8
第8表 扶養手当の支給状況	9
第9表 住居手当の支給状況	10
第10表 通勤手当の支給状況	11
第11表 特殊勤務手当の種類別平均支給額	14
第12表 給料表別、級別、号給別人員	15
第13表 給料表別、級別、経験年数別、年齢別人員	41

II 職種別民間給与実態調査関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	51
第14表 産業別、企業規模別調査事業所数	52
第15表 民間における給与改定の状況	53
第16表 民間における定期昇給の実施状況	53
第17表 民間における初任給の改定状況	54
第18表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	54
第19表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	55
第20表 民間における住宅手当の支給状況	73
第21表 民間における通勤手当の支給状況	74
第22表 民間における特別給の支給状況	74

第23表	民間における冬季賞与の配分状況 -----	75
第24表	民間における定年制の状況 -----	75
第25表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における 一定年齢到達を理由とした給与減額の状況 -----	75
第26表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額 している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準 ----	75
Ⅲ 公民比較関係資料		
第27表	公民給与の較差 -----	77
第28表	職員と民間企業の従業員との給与比較における職種対応 -----	77
Ⅳ 生計費等関係資料		
	令和7年4月の標準生計費 -----	79
第29表	秋田市における費目別、世帯人員別標準生計費 (令和7年4月) -----	79
第30表	労働経済指標 -----	80

I 職員給与実態調査関係資料

令和7年4月1日現在

令和 7 年職員給与実態調査の概要

本年実施した職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るため、令和 7 年 4 月 1 日現在で実施したものである。

2 調査機関

秋田県人事委員会

3 調査対象職員

令和 7 年 4 月 1 日現在、次の条例の適用を受ける職員（休職等の職員を除く。）である。

- ・ 一般職の職員の給与に関する条例
- ・ 市町村立学校職員の給与等に関する条例

4 集 計

調査対象職員について、秋田県人事委員会が、各任命権者において作成した給与マスターデータを基に、秋田県企画振興部デジタル政策推進課に依頼して電算処理を行い、集計した。

第1表 部局別、給料表別調査人員

給料表 部局	行政職	公安職	海事職	教育職 (県立校)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	教育職 (中小校)	計
知 事	2,667		11	29	167	16	68	55	10	3,023
警 察	312	1,881		1	14			4		2,212
教 育 委 員 会	191			128				1	141	461
高 等 学 校 等	198		4	2,077			1		36	2,316
中 ・ 小 学 校	240						11		3,823	4,074
そ の 他	68									68
計	3,676	1,881	15	2,235	181	16	80	60	4,010	12,154

(注)定年引上げに伴う給料月額7割措置が適用される職員（給与条例附則第4項）、再任用職員、休職等の職員は含まない。（以下第13表まで同じ。）

第2表 給料表別平均給与月額等

給料表 給与額等	一 人 当 た り 平 均					
	給 料 月 額	給料の調整額	教職調整額	扶 養 手 当	管理職手当	地 域 手 当
行 政 職	円 336,250	円 277	円	円 7,783	円 10,930	円 721
公 安 職	339,684	142		11,255	2,889	230
海 事 職	353,351			8,567		
教 育 職 （ 県 立 校 ）	397,022	3,472	14,094	10,122	3,616	38
研 究 職	373,004	1,435		10,785	11,993	
医 療 職 (一)	430,450			6,844	37,894	76,030
医 療 職 (二)	348,145	1,670		6,781	9,289	
医 療 職 (三)	328,794	323		2,492	4,740	
教 育 職 （ 中 小 校 ）	374,490	1,109	12,291	6,446	5,871	
計	361,308	1,144	6,647	8,321	6,668	361

(注)その他は、初任給調整手当、特地勤務手当等である。

第3表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	区 分	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
		大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	男 性	女 性
		%	%	%	%	%	%
行	政 職	50.7	6.1	43.2	0.0	69.0	31.0
公	安 職	52.6	0.1	47.3	0.0	86.1	13.9
海	事 職	6.7	53.3	40.0	0.0	93.3	6.7
教 育 職	(県 立 校)	94.2	3.3	2.5	0.0	55.0	45.0
研	究 職	92.8	6.1	1.1	0.0	76.8	23.2
医	療 職 (一)	100.0	0.0	0.0	0.0	81.3	18.8
医	療 職 (二)	82.5	15.0	2.5	0.0	50.0	50.0
医	療 職 (三)	96.7	3.3	0.0	0.0	6.7	93.3
教 育 職	(中 小 校)	98.0	2.0	0.0	0.0	44.2	55.8
	計	75.7	3.4	20.9	0.0	60.6	39.4

給 与 月 額				給与額 前年比	一 人 当 た り 平 均			
小 計	住 居 手 当	そ の 他	合 計		扶養親族数	経験年数	修学年数	年 齢
円	円	円	円	%	人	年	年	歳
355,961	5,792	5,231	366,984	102.3	0.7	20.5	14.2	41.7
354,200	5,231	8,538	367,969	103.8	1.1	16.6	14.1	37.6
361,918	6,033	4,695	372,646	101.9	0.9	22.8	13.3	42.9
428,364	5,384	11,373	445,121	101.9	0.9	24.7	16.1	47.8
397,217	6,892	6,194	410,303	101.8	1.0	19.9	17.1	44.5
551,218	13,500	274,330	839,048	100.9	0.6	13.5	18.4	40.5
365,885	8,328	12,799	387,012	101.7	0.6	20.2	16.5	44.5
336,349	8,015	5,284	349,648	103.1	0.2	15.8	16.0	38.6
400,207	4,712	11,108	416,027	101.9	0.6	22.3	16.0	45.4
384,449	5,328	9,229	399,006	102.1	0.8	21.2	15.2	43.5

第4表 給料表別、級別平均給料月額等

給料表		行 政 職					公 安 職				
区 分		人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均			
			給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
級		人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
	1	585	225,467	23.7	2.8	14.3	238	248,023	21.4	2.4	12.4
	2	530	260,733	30.1	8.8	14.4	322	285,137	27.6	6.9	14.1
	3	601	308,900	37.5	15.0	15.2	485	320,491	36.5	15.0	14.4
	4	386	371,146	45.3	24.5	13.7	453	376,413	44.1	22.5	14.5
	5	1,165	398,238	51.8	31.3	13.5	261	413,999	47.9	26.4	14.5
	6	295	410,601	56.2	34.3	14.7	64	432,171	53.4	32.6	14.0
	7	71	438,524	55.7	33.1	15.5	33	440,120	53.3	32.0	13.9
	8	34	473,215	57.9	35.6	15.6	10	458,945	55.5	36.2	12.8
	9	9	528,716	56.4	32.9	16.2	15	488,141	57.7	37.5	12.8
計	3,676	336,250	41.7	20.5	14.2	1,881	339,684	37.6	16.6	14.1	

給料表		研 究 職					医 療 職 (一)				
区 分		人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均			
			給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
級		人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
	1						9	359,233	28.7	2.5	18.0
	2	52	305,366	31.4	7.3	17.0					
	3	108	391,368	48.4	23.5	17.2	7	522,014	55.6	27.7	18.9
	4	14	426,067	56.7	31.9	17.5					
	5	7	486,012	58.5	34.6	16.6					
	6										
	7										
	8										
	9										
計	181	373,004	44.5	19.9	17.1	16	430,450	40.5	13.5	18.4	

海 事 職					教 育 職 （県立校）				
人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均			
	給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
1	287,929	39.5	21.0	12.0	88	312,621	44.3	22.1	14.1
6	323,195	34.2	14.2	13.3	1,984	395,470	47.3	24.1	16.2
7	380,769	50.4	30.0	13.4	104	455,065	55.2	32.0	16.3
1	407,774	46.5	25.9	14.0	59	472,799	58.2	35.1	16.2
15	353,351	42.9	22.8	13.3	2,235	397,022	47.8	24.7	16.1

医 療 職 （二）					医 療 職 （三）				
人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均			
	給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
1	251,875	38.5	1.8	16.0					
14	256,573	27.4	2.8	17.6	12	269,046	25.9	3.0	16.0
9	291,499	35.1	8.6	17.8	18	292,036	30.8	7.6	16.0
11	331,555	40.0	15.4	16.2	9	326,188	37.3	14.7	15.9
40	389,463	52.4	29.0	16.0	21	395,560	53.0	30.5	16.0
5	431,723	58.1	33.2	16.4					
80	348,145	44.5	20.2	16.5	60	328,794	38.6	15.8	16.0

給料表		教 育 職 (中 小 校)				
区 分		人 員	一 人 当 た り 平 均			
			給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
級	1	人 33	円 300,799	歳 47.5	年 7.3	年 16.0
	2	3,405	364,306	43.6	20.6	16.0
	3	306	433,948	54.9	32.1	16.0
	4	266	445,599	57.5	34.7	16.0
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	計	4,010	374,490	45.4	22.3	16.0

第5表 平均給与月額の前年対比

区 分 項 目	行 政 職 給 料 表 適 用 者				全 職 員			
	令和7年	令和6年	増 減 (A)-(B)		令和7年	令和6年	増 減 (A)-(B)	
	(A)	(B)	額	率	(A)	(B)	額	率
給 料 月 額	円 336,250	円 327,507	円 8,743	% 2.7	円 361,308	円 353,157	円 8,151	% 2.3
給料の調整額	277	262	15	5.7	1,144	1,133	11	1.0
教職調整額	—	—	—	—	6,647	6,658	△ 11	△ 0.2
扶 養 手 当	7,783	8,046	△ 263	△ 3.3	8,321	8,253	68	0.8
管理職手当	10,930	10,931	△ 1	△ 0.0	6,668	6,586	82	1.2
地 域 手 当	721	759	△ 38	△ 5.0	361	358	3	0.8
住 居 手 当	5,792	5,660	132	2.3	5,328	5,121	207	4.0
そ の 他	5,231	5,718	△ 487	△ 8.5	9,229	9,373	△ 144	△ 1.5
合 計	366,984	358,883	8,101	2.3	399,006	390,639	8,367	2.1

(注) 1 その他は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。

2 「△」は減少を示す。(以下各表において同じ。)

第6表 諸手当等平均支給月額等の前年対比

その1 諸手当等の支給状況

区 分 項 目	支 給 人 員			平 均 支 給 月 額		
	令和7年	令和6年	増 減 率	令和7年	令和6年	増 減 率
給 料 の 調 整 額	人 1,208	人 1,234	% △ 2.1	円 11,509	円 11,448	% 0.5
管 理 職 手 当	1,562	1,572	△ 0.6	51,882	52,225	△ 0.7
初 任 給 調 整 手 当	34	34	0.0	143,400	136,568	5.0
扶 養 手 当	4,924	5,228	△ 5.8	20,539	19,678	4.4
地 域 手 当	69	73	△ 5.5	63,551	61,158	3.9
住 居 手 当	2,617	2,597	0.8	24,747	24,582	0.7
通 勤 手 当	9,698	9,972	△ 2.7	10,925	10,596	3.1
単 身 赴 任 手 当	267	252	6.0	34,127	34,627	△ 1.4
特 殊 勤 務 手 当	4,497	4,583	△ 1.9	5,414	5,233	3.5
特 地 勤 務 手 当 ・ 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	13	14	△ 7.1	19,520	17,835	9.4
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	100	105	△ 4.8	28,686	28,200	1.7

その2 学校に勤務する教育職員等のみに支給される諸手当等の支給状況

区 分 項 目	支 給 人 員			平 均 支 給 月 額		
	令和7年	令和6年	増 減 率	令和7年	令和6年	増 減 率
教 職 調 整 額	人 5,404	人 5,662	% △ 4.6	円 14,949	円 14,659	% 2.0
教 員 特 殊 業 務 手 当	2,493	2,556	△ 2.5	7,960	8,083	△ 1.5
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	6,075	6,347	△ 4.3	5,837	5,889	△ 0.9
定 時 制 通 信 教 育 手 当	87	101	△ 13.9	20,957	20,772	0.9
産 業 教 育 手 当	193	198	△ 2.5	19,808	19,483	1.7
へ き 地 手 当 ・ へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当	135	150	△ 10.0	13,046	12,702	2.7

(注) 1 平均支給月額は、当該手当等の受給者の平均額である。

2 特殊勤務手当及び教員特殊業務手当の支給人員は、同一人に2以上の手当が支給されている場合は、それぞれを1人として数えた。

第7表 管理職手当の支給状況

支給区分 給料表	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
行政職	9	34	212	59	344	2	55	715	56,195
公安職	0	25	33	16	0	0	0	74	73,430
海事職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職(県立校)	0	0	5	29	51	45	33	163	49,578
研究職	0	7	9	8	8	0	0	32	67,838
医療職(一)	0	3	4	0	0	0	0	7	86,614
医療職(二)	0	0	5	2	6	0	0	13	57,162
医療職(三)	0	0	0	0	6	0	0	6	47,400
教育職(中小校)	0	0	0	13	89	265	185	552	42,646
計	9	69	268	127	504	312	273	1,562	51,882

第8表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別、扶養手当を受ける職員数及び支給額別扶養親族数等

区分 給料表	扶養親族を有する職員数	支給額別扶養親族数				扶養親族のうち特定期間にある子
		3,000円又は0円(配偶者)	11,500円(子)	6,500円、3,500円又は0円(左記以外)	計	
行政職	人 1,477	人 598	人 1,899	人 145	人 2,642	人 820
公安職	977	520	1,573	27	2,120	275
海事職	8	5	8	1	14	3
教育職(県立校)	1,026	286	1,555	85	1,926	666
研究職	94	44	135	5	184	50
医療職(一)	5	3	7	0	10	4
医療職(二)	26	7	38	3	48	13
医療職(三)	9	0	13	0	13	-
教育職(中小校)	1,326	332	1,716	168	2,216	805
計	4,948	1,795	6,944	434	9,173	2,636

その2 扶養親族数別人員分布

区分 扶養親族数	該当職員数			
		うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	人 2,065	人 614	人 1,273	人 178
2人	1,805	502	1,751	97
3人	849	496	844	58
4人	200	157	200	30
5人	24	22	24	7
6人以上	5	4	5	2
計	4,948	1,795	4,097	372

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象になっているものをいう。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子をいう。

第9表 住居手当の支給状況

区分	手 当 月 額	家 賃 額	人 員
借 家 ・ 借 間	1, 000 円未満	12, 100 円以上 13, 000 円未満	0 ^人
	1, 000 円以上 2, 000 円未満	13, 000 " 14, 000 "	0
	2, 000 " 3, 000 "	14, 000 " 15, 000 "	1
	3, 000 " 4, 000 "	15, 000 " 16, 000 "	0
	4, 000 " 5, 000 "	16, 000 " 17, 000 "	0
	5, 000 " 6, 000 "	17, 000 " 18, 000 "	0
	6, 000 " 7, 000 "	18, 000 " 19, 000 "	0
	7, 000 " 8, 000 "	19, 000 " 20, 000 "	0
	8, 000 " 9, 000 "	20, 000 " 21, 000 "	0
	9, 000 " 10, 000 "	21, 000 " 22, 000 "	0
	10, 000 " 11, 000 "	22, 000 " 23, 000 "	0
	11, 000 " 12, 000 "	23, 000 " 25, 000 "	1
	12, 000 " 13, 000 "	25, 000 " 27, 000 "	3
	13, 000 " 14, 000 "	27, 000 " 29, 000 "	6
	14, 000 " 15, 000 "	29, 000 " 31, 000 "	16
	15, 000 " 16, 000 "	31, 000 " 33, 000 "	11
	16, 000 " 17, 000 "	33, 000 " 35, 000 "	21
	17, 000 " 18, 000 "	35, 000 " 37, 000 "	56
	18, 000 " 19, 000 "	37, 000 " 39, 000 "	69
	19, 000 " 20, 000 "	39, 000 " 41, 000 "	116
	20, 000 " 21, 000 "	41, 000 " 43, 000 "	74
	21, 000 " 22, 000 "	43, 000 " 45, 000 "	74
	22, 000 " 23, 000 "	45, 000 " 47, 000 "	160
	23, 000 " 24, 000 "	47, 000 " 49, 000 "	132
	24, 000 " 25, 000 "	49, 000 " 51, 000 "	230
	25, 000 " 26, 000 "	51, 000 " 53, 000 "	103
	26, 000 " 27, 000 "	53, 000 " 55, 000 "	173
	27, 000 円	55, 000 円以上	1, 363
	計		2, 609
手当受給者 1 人当たりの平均手当月額			24, 766 ^円

配偶者等の居住する借家・借間	受給者	手当受給者1人当たりの平均手当月額
	11 ^人	13,427 ^円

(注) 受給者11人中3人は職員本人が居住する借家・借間に対する住宅手当も併せて受給している。

第10表 通勤手当の支給状況

その1 給料表別、通勤方法別人員

給料表 通勤方法	行 政 職	公 安 職	海 事 職	教育職 (県立校)	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	教育職 (中小校)	計	構 成 比
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
交通機関利用者	374	55		29	7	2	3	5	10	485	5.00
鉄 道	70	17		11	3		1	4	4	110	1.13
バ ス	225	33		12	4	1	1			276	2.85
鉄 道 と バ ス の 併 用	79	5		6		1	1	1	6	99	1.02
交通用具使用者	2,231	999	15	2,001	160	13	70	43	3,639	9,171	94.57
自 動 車	2,007	954	14	1,996	155	13	70	43	3,633	8,885	91.62
原 付 及 び 自 動 二 輪 車	7	4							4	15	0.16
自 転 車	217	41	1	5	5				2	271	2.79
交通機関と交通 用具の併用者	22	3		7	3		1		6	42	0.43
交 通 機 関 と 自 動 車	20	3		6	3		1		5	38	0.39
交通機関と原付 及び自動二輪車											
交 通 機 関 と 自 転 車	2			1					1	4	0.04
計	2,627	1,057	15	2,037	170	15	74	48	3,655	9,698	100.00

その２ 交通機関利用者の通勤費用額別人員

通勤費用額	区 分	交 通 機 関 の み を 利 用 す る 者				交通用具 と併用者	人 員 計	構 成 比
		鉄 道	バ ス	鉄道とバス の併用	小 計			
5,000円未満		人 15	人 6	人	人 21	人	人 21	% 4.0
5,000円以上 7,000円未満		15	6		21	1	22	4.2
7,000 " 9,000 "		30	90		120		120	22.8
9,000 " 11,000 "		6	53	3	62	1	63	12.0
11,000 " 13,000 "		7	25	25	57		57	10.8
13,000 " 15,000 "		4	37	9	50	3	53	10.1
15,000 " 17,000 "		2	17	1	20		20	3.7
17,000 " 19,000 "		4	18	4	26	1	27	5.1
19,000 " 21,000 "		1	4	7	12	2	14	2.6
21,000 " 23,000 "		5	3	3	11	2	13	2.5
23,000 " 25,000 "		6	2	1	9	4	13	2.5
25,000 " 27,000 "		1	1	4	6	2	8	1.5
27,000 " 29,000 "				1	1	1	2	0.4
29,000 " 31,000 "		2	1	14	17	4	21	4.0
31,000 " 33,000 "		1	4	2	7	2	9	1.7
33,000 " 35,000 "				2	2	4	6	1.1
35,000 " 37,000 "		3		2	5	1	6	1.1
37,000 " 39,000 "				7	7	2	9	1.7
39,000 " 41,000 "		1	9	1	11	3	14	2.6
41,000 " 43,000 "				4	4	1	5	0.9
43,000 " 45,000 "		1		1	2	1	3	0.6
45,000 " 47,000 "		1			1	3	4	0.8
47,000 " 49,000 "						2	2	0.4
49,000 " 51,000 "		2			2	1	3	0.6
51,000 " 53,000 "								
53,000 " 55,000 "				1	1		1	0.2
55,000 " 57,000 "						1	1	0.2
57,000 " 59,000 "				1	1		1	0.2
59,000円以上		3		6	9		9	1.7
計		110	276	99	485	42	527	100.0

その3 交通用具使用者の通勤距離別人員

通勤距離	区 分	交 通 用 具 の 使 用 者			交通機関との併用者			計				構成比
		自動車	原付及び自動二輪車	自転車	自動車	原付及び自動二輪車	自転車	自動車	原付及び自動二輪車	自転車	人 員	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
	4 km未満	1,412	5	217	20		3	1,432	5	220	1,657	18.0
	4 km以上 6 km未満	1,240	7	41	9		1	1,249	7	42	1,298	14.1
	6 " 8 "	929	1	10	2			931	1	10	942	10.2
	8 " 10 "	721		1	1			722		1	723	7.8
	10 " 12 "	563		1	2			565		1	566	6.1
	12 " 14 "	466		1				466		1	467	5.1
	14 " 16 "	377			2			379			379	4.1
	16 " 18 "	387	2		1			388	2		390	4.2
	18 " 20 "	318						318			318	3.5
	20 " 22 "	319						319			319	3.5
	22 " 24 "	278						278			278	3.0
	24 " 26 "	184			1			185			185	2.0
	26 " 28 "	150						150			150	1.6
	28 " 30 "	140						140			140	1.5
	30 " 32 "	116						116			116	1.3
	32 " 34 "	116						116			116	1.3
	34 " 36 "	110						110			110	1.2
	36 " 38 "	86						86			86	0.9
	38 " 40 "	75						75			75	0.8
	40 " 42 "	93						93			93	1.0
	42 " 44 "	95						95			95	1.0
	44 " 46 "	67						67			67	0.7
	46 " 48 "	47						47			47	0.5
	48 " 50 "	48						48			48	0.5
	50 " 52 "	50						50			50	0.5
	52 " 54 "	54						54			54	0.6
	54 " 56 "	51						51			51	0.6
	56 " 58 "	39						39			39	0.4
	58 " 60 "	51						51			51	0.6
	60 " 62 "	33						33			33	0.4
	62 " 64 "	46						46			46	0.5
	64 " 66 "	37						37			37	0.4
	66 " 68 "	25						25			25	0.3
	68 " 70 "	26						26			26	0.3
	70 " 72 "	23						23			23	0.2
	72 " 74 "	17						17			17	0.2
	74 " 76 "	13						13			13	0.1
	76 " 78 "	13						13			13	0.1
	78 " 80 "	10						10			10	0.1
	80 " 82 "	8						8			8	0.1
	82 " 84 "	3						3			3	0.1
	84 " 86 "	7						7			7	0.1
	86 " 88 "	7						7			7	0.1
	88 " 90 "	5						5			5	0.1
	90 km以上	30						30			30	0.3
	計	8,885	15	271	38		4	8,923	15	275	9,213	100

第11表 特殊勤務手当の種類別平均支給額
(月額特殊勤務手当)

手当の名称	項目	支給人員	平均支給額
社 会 福 祉 業 務 手 当 (児 童 相 談 所)		人 40	円 20,000
社 会 福 祉 業 務 手 当 (児 童 相 談 所 以 外)		6	11,800
防 疫 等 業 務 手 当		5	12,500
病 害 虫 防 除 手 当		6	28,547
家 畜 保 健 衛 生 手 当		12	12,500
職 業 訓 練 手 当		33	34,114

(日額特殊勤務手当)

手当の名称	項目	支給人員	平均支給額
県 税 業 務 手 当		人 38	円 1,630
社 会 福 祉 業 務 手 当		14	3,853
精 神 保 健 業 務 手 当		7	560
防 疫 等 業 務 手 当	結 核 予 防 業 務	10	551
	狂 犬 病 作 業 業 務	6	2,800
公 害 防 止 等 業 務 手 当	煤 煙 ・ 汚 水 ・ 悪 臭 調 査 検 査	9	497
	廃 棄 物 処 理 等 業 務	11	509
有 害 薬 剤 等 取 扱 手 当	有 害 薬 剤 等 取 扱 作 業	18	2,352
特 殊 現 場 作 業 手 当	高 所 作 業	13	1,438
種 雄 家 畜	取 扱 等 作 業 手 当	2	690
乗 船 作 業 手 当	漁 業 取 締 業 務	5	880
	乗 船 作 業	5	380
用 地 交 渉 等 手 当		10	919
災 害 応 急 作 業 等 手 当		4	219,450
講 師 手 当		2	3,600
学 校 職 員 手 当	兼 務 授 業	1	2,800
	試 験 面 接	1	1,400
	夜 間 業 務	4	770
教 育 業 務 連 絡 指 導 手 当		1,453	4,140
警 察 職 員 手 当	海 上 警 備 作 業	4	760
	夜 間 特 殊 作 業	518	5,505
	緊 急 呼 出 作 業	203	1,667
	死 体 取 扱 作 業	393	5,023
	警 衛 警 護	5	3,426
	犯 罪 捜 査 ・ 鑑 識	725	6,586
	交 通 特 殊 運 転	149	5,543
	交 通 捜 査 等 作 業	91	2,030
	交 通 整 理 等 作 業	184	4,069
	警 ら 作 業	367	5,319
航 空 手 当	被 疑 者 等 留 置 作 業	82	5,062
		44	14,473
多 学 年 学 級 担 当 手 当		17	6,055

(注)令和7年4月において支給実績のない手当の掲載は省略した。

第12表 給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表

(単位 人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1		1	1			2	1	1	
2								12	3
3			1					5	
4		1						8	2
5								8	4
6									
7									
8		26	2						
9	34	2							
10		3	2						
11	2		1						
12	34	41	6				1		
13	2	7	1						
14		11	2				7		
15	1	1	3				21		
16	34	25	49				3		
17	2	6	3	1			2		
18	8	7	2				6		
19	4		1						
20	13	75	11				1		
21	3	7	1				11		
22	6	9	3				2		
23	1	4	1				2		
24	21	60	37				2		
25	3	5	5				1		
26	17	15	8				4		
27	1	11	4						
28	27	59	43						
29	57	7	5				2		
30	7	8	15				2		
31		4	3				1		
32	94	59	33	6					
33	3	6	6	1					
34	7	4	8	3					
35	3	3	6	3			1		
36	96	20	63	10					
37	6	5	4	10					
38	10	2	7	14					
39	4	2	11	4		7			
40	53	8	17	16		10			
41	3	3	2	9		137			
42	2	3	11	14		10			
43	1	1	7	4		5			
44	7	8	34	10		9			
45	3	4	6	11		31	1		
46	1	2	8	10		9			
47			4	4		15			
48	2		36	12		13			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
49	2	2	8	10		23			
50	2	1	17	7		5			
51			6	8		6			
52	2		13	5	2	3			
53	1		8	12	3	7			
54			9	15	2	2			
55			6	17	5				
56			7	15	9				
57	1		6	5	17	1			
58			4	21	12				
59			4	14	12				
60			10	13	30				
61			3	8	29				
62			2	8	6				
63	1			13	19				
64			3	11	34				
65	1		2	11	39				
66			1	6	15				
67			1	12	23				
68				9	54				
69	1		2	3	50				
70				1	18				
71				2	37				
72			1		37				
73					43				
74			1	2	36				
75			2		46				
76				1	44				
77		1			39				
78			1		19				
79	1		2		25				
80			1	1	28				
81					40				
82			1	1	20				
83					32				
84		1		1	31				
85	1		1	12	309				
86									
87			1						
88									
89									
90									
91									
92									
93			2						
94			1						
95									
96									

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103			1						
104									
105									
106									
107									
108									
109			1						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	585	530	601	386	1,165	295	71	34	9
構成比 (%)	15.9	14.4	16.4	10.5	31.7	8.0	1.9	0.9	0.3
								合計	3,676

公安職給料表

(単位 人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1								1		
2										
3										
4										3
5										12
6				1						
7		42								
8										
9										
10										
11		1								
12										
13		45								
14		1								
15		1								
16		24	1	2						
17		4								
18		3								
19		1								
20		19	14	1						
21		1								
22		23	1							
23				1						
24		31	21	4						
25		2	1							
26		4	2	4	1					
27		23	1						2	
28		6	21	3	2	1			3	
29		1	4	1					2	
30			2	2						
31			1		2				1	
32			34	7	2	2				
33			2							
34			4	1	1	1				
35			3	1		1				
36			41	9	2	2			1	
37			1		1					
38			4	3	2	2				
39	1		21	1		1				
40			34	7	4	2				
41			3	1		4		5		
42	1		1	1	4	8			1	
43	1		2			1		13		
44	1		24	24	4	4		5		
45	1		3	3		6		1		
46			6	9	3	4		3		
47			2	3	1			2		
48			20	29	14	2				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
49	1	2	5	4	5		3		
50		2	17	16	6				
51		5	3	2	2				
52		20	29	15	5				
53		5	2	5	5	1			
54		7	10	7	3				
55		3	2	6	7				
56		1	24	15	6				
57			7	3	7				
58			22	11	5				
59			5		5				
60			17	19	7				
61			4	4	14				
62			10	10	3				
63			2	1	5				
64		1	19	11	8	1			
65			6	2	8	2			
66			15	6	5				
67			4	5	4				
68			12	11	4	1			
69		2		7	4				
70			6	11	2				
71			3	5	6	3			
72			9	5	9	2			
73			5	5	6	4			
74			7	6	8	2			
75			5	7	2	10			
76			10	4	3	3			
77			3	11	8				
78			8	3	1	1			
79			2	8	6	2			
80			6	5	2				
81			3	7	2	5			
82			6	6	2	3			
83			2	6	2	5			
84			6	2	4				
85			5	8	39	19			
86			5	7					
87				5					
88			3	3					
89			3	4					
90			2	3					
91			1	6					
92			2	5					
93			8	1					
94				3					
95			5	3					
96			1	3					
97			4	3					
98				4					
99			2	1					
100				1					

級 給 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
101			5						
102									
103				2					
104			1	1					
105			2	4					
106			1	3					
107			3	1					
108			3	1					
109			2	2					
110				2					
111			3	2					
112			1	2					
113			1	4					
114				4					
115			4						
116				4					
117									
118			1	5					
119			2	4					
120				3					
121				55					
122									
123									
124			1						
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	238	322	485	453	261	64	33	10	15
構成比 (%)	12.6	17.1	25.8	24.1	13.9	3.4	1.8	0.5	0.8
								合計	1,881

海事職給料表

(単位 人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					1
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35			1		
36					
37			1		
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46			1		
47					
48					
49					
50					
51					
52					

級 号給	1	2	3	4
53	1		1	
54		1		
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61			1	
62				
63				
64				
65			2	
66				
67				
68				
69		2	1	
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91			1	
92				
93				
94				
95			1	
96				
97				
計	1	6	7	1
構 成 比 (%)	6.7	40.0	46.6	6.7
			合計	15

教育職給料表(県立校)

(単位 人)

号給 級	1	2	3	4
1				
2				
3				1
4				2
5		12		
6				
7				8
8		7		
9		1		
10		2		14
11				5
12		10		4
13	1	2		9
14		12		3
15		1		8
16		2		
17		8		2
18		3		
19		1		1
20				1
21		1		1
22		2		
23	1			
24		21		
25		1		
26	1	1		
27		2		
28		15		
29		2		
30		1		
31		3		
32	1	13		
33		1		
34		4		
35		3		
36	1	20		
37				
38		1		
39		1		
40		21		
41		3		
42				
43	1	3	15	
44		7	13	
45		3	1	
46		3	1	
47			22	
48	2	8	5	
49		7		
50		4	7	
51		2	19	
52		16		

級 号給	1	2	3	4
53			1	
54		5	2	
55		2	10	
56		23		
57	1	2	1	
58	1	9	1	
59		4	3	
60		18		
61		3	3	
62	1	5		
63	1	8		
64	1	18		
65		5		
66	1	7		
67	1	4		
68		16		
69	1	3		
70		9		
71	1	8		
72		21		
73	1	3		
74		5		
75	1	10		
76	2	10		
77	2	6		
78		20		
79		6		
80		12		
81		7		
82		13		
83	1	13		
84	1	14		
85		9		
86		16		
87	2	3		
88	2	10		
89		10		
90	1	7		
91	1	3		
92		17		
93	1	6		
94	1	16		
95		7		
96	1	15		
97		10		
98	2	9		
99	1	17		
100	1	19		
101	1	8		
102	1	12		
103		12		
104	2	13		

給 号	級	1	2	3	4
105		1	2		
106			8		
107			6		
108		1	26		
109			15		
110			20		
111		1	18		
112			28		
113		1	11		
114			20		
115		1	24		
116		1	48		
117		1	20		
118			21		
119		1	21		
120		4	43		
121			15		
122			28		
123			18		
124			37		
125		1	19		
126			33		
127		1	17		
128			32		
129			19		
130		1	33		
131		1	11		
132			63		
133		1	29		
134		1	28		
135		1	31		
136		1	47		
137		3	11		
138			49		
139		1	23		
140		1	65		
141		2	41		
142			45		
143			41		
144		2	55		
145		1	125		
146		3			
147		1			
148					
149		2			
150		1			
151		1			
152					
153		8			
計		88	1,984	104	59
構 成 比 (%)		3.9	88.8	4.7	2.6
				合計	2,235

研究職給料表

(単位 人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					3
5					3
6					1
7					
8					
9					
10					
11					
12		1			
13					
14					
15					
16		2	2		
17		1			
18			2		
19			1		
20		7			
21					
22		1			
23			4		
24			2		
25			1		
26			2		
27			1		
28		1			
29			1		
30			1		
31		1	1	8	
32		5	1		
33					
34		1	1	2	
35				1	
36		2	3		
37			1		
38			2		
39					
40		5	1	2	
41			1		
42		1			
43			1		
44		2	2		
45		1	1		
46			2		
47			1		
48		3	3		

級 号給	1	2	3	4	5
49		1		1	
50					
51					
52		1	2		
53		1			
54		1	1		
55			1		
56		3	1		
57					
58					
59		1	2		
60		1	1		
61					
62		1			
63			1		
64		2			
65			1		
66		2			
67		1	2		
68		2	1		
69			1		
70					
71			2		
72			1		
73					
74			2		
75		1	1		
76					
77			2		
78			2		
79			2		
80			1		
81			43		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					

給 号	級	1	2	3	4	5
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計			52	108	14	7
構 成 比 (%)			28.7	59.7	7.7	3.9
					合計	181

医療職給料表(一)

(単位 人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8				1	
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		3			
18					
19					
20		3			
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30		2			
31					
32					
33					
34					
35				1	
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46				1	
47				1	
48					
49					
50					
51					
52					

級 号給	1	2	3	4
53				
54			1	
55				
56				
57	1			
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67			1	
68				
69			1	
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	9		7	
構 成 比 (%)	56.2		43.8	
			合計	16

医療職給料表(二)

(単位 人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8			1					4
9								
10								
11								
12								
13								
14								1
15								
16								
17								
18								
19			2					
20			1	1				
21								
22			3	1				
23								
24								
25			1					
26								
27								
28				1		1		
29						1		
30			2	2		1		
31								
32								
33				1				
34			2	1				
35			1			1		
36								
37								
38								
39			1		1			
40								
41								
42					1			
43					1			
44					2			
45				1	1			
46					1			
47				1	1			
48					1	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
49					1		
50					1		
51				1			
52							
53							
54							
55				1	1		
56					1		
57							
58							
59					1		
60							
61	1				2		
62							
63							
64							
65							
66							
67					1		
68					1		
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75					1		
76							
77					25		
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	1	14	9	11	40		5
構成比 (%)	1.2	17.5	11.3	13.8	50.0		6.2
						合計	80

医療職給料表(三)

(単位 人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1			4		
2					
3					
4					
5					
6					
7			1		
8			2		
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15			1		
16			3		
17					
18		4			
19					
20			1		
21					
22		4			
23					
24		2		1	
25					
26			1		
27					
28			2	1	
29					
30					
31				1	1
32			1	1	
33		1			
34					
35			1	1	
36			1		
37					
38					
39				1	
40					1
41					
42					
43				1	
44				1	
45					
46		1			
47					
48					

級 号給	1	2	3	4	5
49					
50					
51					
52					1
53					
54					
55					
56				1	
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					1
74					1
75					
76					
77					1
78					
79					
80					1
81					
82					
83					
84					
85					14
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					

級 号給	1	2	3	4	5
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					

級 号給	1	2	3	4	5
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
計		12	18	9	21
構 成 比 (%)		20.0	30.0	15.0	35.0
				合計	60

教育職給料表(中小校)

(単位 人)

給 号	級	1	2	3	4
1					3
2					19
3					48
4					44
5					69
6					24
7					4
8					10
9					14
10					4
11					7
12					8
13					3
14					
15					
16					
17			71		4
18					3
19			5		
20			62		
21			13		2
22			8		
23			5		
24			98		
25			19		
26			71		
27		1	4		
28		2	20		
29			14		
30			62		
31			5		
32			13		
33			6		
34			6		
35			3		
36			70		
37			8		
38			9		
39			8		
40		1	84		
41			5		
42			26		
43			7		
44		1	54		
45			4		
46			16		
47			13		
48			58		
49			2		
50			12		
51			11		
52			49		

級 号給	1	2	3	4
53		7		
54		17		
55		6		
56		23		
57		2		
58		5		
59		2		
60		27	1	
61		7	1	
62		15	36	
63		13	39	
64		34	64	
65		6	2	
66	1	11	34	
67		11	21	
68		29	11	
69		5	1	
70		12	34	
71		9	12	
72		27	3	
73	1	8	1	
74		14	26	
75	1	20		
76		25	2	
77		2		
78		7	13	
79	1	6		
80		24		
81		5	5	
82		6		
83	1	4		
84		20		
85		5		
86		13		
87		8		
88		8		
89	1	7		
90		21		
91		9		
92	1	7		
93		7		
94		25		
95		8		
96		9		
97	1	18		
98		20		
99		9		
100		16		
101		14		
102	1	7		
103		3		
104		21		

級 号給	1	2	3	4
105		7		
106		23		
107	1	17		
108		20		
109		8		
110		9		
111		10		
112		24		
113		4		
114		7		
115	1	12		
116		5		
117	2	5		
118		6		
119		6		
120	1	15		
121	1	12		
122	1	20		
123	1	13		
124		26		
125	11	14		
126		13		
127		24		
128		22		
129		18		
130		27		
131		12		
132		28		
133		18		
134		17		
135		23		
136		29		
137		31		
138		26		
139		22		
140		24		
141		21		
142		15		
143		29		
144		37		
145		18		
146		33		
147		29		
148		40		
149		33		
150		56		
151		53		
152		97		
153		84		
154		125		
155		90		
156		127		
157		356		
計	33	3,405	306	266
構 成 比 (%)	0.8	84.9	7.6	6.7
		合計		4,010

第13表 給料表別、級別、経験年数別、年齢別人員

行政職給料表

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	18歳未満	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳		27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
1年未満	100	1	1			1		1		104	18歳未満										
1年	120	1								121	18歳	33									33
2年	119									119	19歳	38									38
3年	86	6								92	20歳	38									38
4年	38	45								83	21歳	23									23
5年	42	56								98	22歳	86									86
6年	33	58								91	23歳	103									103
7年	24	59	3							86	24歳	100	1								101
8年	13	70	5			1				89	25歳	99	3								102
9年	2	50	60				1			113	26歳	29	55								84
10年		44	46			1				91	27歳	10	83								93
11年	1	36	50	1						88	28歳	6	80								86
12年	1	29	46							76	29歳	5	81								86
13年		17	67							84	30歳	4	75				1				80
14年		27	59				1			87	31歳	2	51	40							93
15年		12	71	4						87	32歳	1	31	50							82
16年	1	4	25	9						39	33歳	1	22	44				1			68
17年	1	4	28	16						49	34歳	1	17	54			1				73
18年		4	26	21						51	35歳		11	70							81
19年	1		22	23						46	36歳		3	63							66
20年	1	1	19	24			1		1	47	37歳		1	63				1			65
21年	1		14	26	3					44	38歳	1		44	5				1		51
22年			14	21	16					51	39歳	1	1	33	11						46
23年		2	8	20	25					55	40歳	1	3	43	18						65
24年		1	6	25	23					55	41歳	1	1	19	33						54
25年		1	7	25	30				1	64	42歳		3	22	32					1	58
26年			2	29	51	4				86	43歳		1	15	44						60
27年	1		4	55	55	3				118	44歳		1	7	50	7					65
28年			3	40	42	7				92	45歳	2	2	6	59	14		1			84
29年		1	3	11	100	12				127	46歳		1	3	51	24					79
30年		1	1	6	102	16	3			129	47歳		2	3	25	64	1				95
31年				1	139	24	5			169	48歳			3	10	85					98
32年			3	6	140	30	12			191	49歳				9	143	1				153
33年			1	5	125	38	12	1		182	50歳			7	9	153	5			1	175
34年			4	4	102	25	19	5	2	161	51歳		1	1	5	153	6				166
35年			1	4	92	18	6	11	1	133	52歳			5	6	154	9	2			176
36年			1	1	38	22	4	7	1	74	53歳			1	3	113	30	4			151
37年				1	29	15	1	5	3	54	54歳			1	3	68	30	9			111
38年				2	21	21		1		45	55歳			2	2	80	41	10	1		136
39年				2	11	19	3			35	56歳				3	38	48	15	1		105
40年				2	16	22	1			41	57歳				2	33	40	18	9	1	103
41年以上			1	2	5	16	2	3		29	58歳			1	3	26	38	5	7		80
計	585	530	601	386	1,165	295	71	34	9	3,676	59歳				2	10	44	5	15	6	82
平均経験年数(年)	2.8	8.8	15.0	24.5	31.3	34.3	33.1	35.6	32.9	20.5	60歳以上			1	1						2
計											平均年齢(歳)	23.7	30.1	37.5	45.3	51.8	56.2	55.7	57.9	56.4	41.7

公安職給料表

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計		
	1 年未満	63		1			1			65		18歳未満											
1 年	43	18								61	18 歳	39									39		
2 "	35	21								56	19 "	40									40		
3 "	22	31								53	20 "	32									32		
4 "	23	22								45	21 "	26									26		
5 "	37	23	3							63	22 "	45									45		
6 "	10	32	2							44	23 "	34	17	1							52		
7 "	2	46	4							52	24 "	13	36								49		
8 "	1	33	12							46	25 "	1	53	2							56		
9 "	1	25	36							62	26 "	1	47	6							54		
10 "	1	17	33	4						55	27 "	3	43	8							54		
11 "		16	49	3						68	28 "	1	31	5							37		
12 "		14	44	9						67	29 "	2	33	17				1			53		
13 "		18	38	15						71	30 "		29	11							40		
14 "		2	38	19	2					61	31 "	1	20	38	2						61		
15 "		1	30	25	2					58	32 "		7	38	6						51		
16 "		1	38	36	1					76	33 "		2	57	8						67		
17 "			36	30	13					79	34 "		1	39	9						49		
18 "			23	29	9					61	35 "			43	17						60		
19 "		1	15	29	14					59	36 "		1	43	21	2					67		
20 "			16	38	14					68	37 "		1	15	26	2					44		
21 "			15	23	24	1				63	38 "			27	29	3					59		
22 "		1	12	24	21	1				59	39 "			21	36	16					73		
23 "			9	24	17	3	2			55	40 "		1	20	27	12					60		
24 "			5	26	22	1				54	41 "			19	27	13					59		
25 "			9	3	13	1	1			27	42 "			6	24	12					42		
26 "			3	7	13	3	1			27	43 "			10	31	19	2				62		
27 "			3	5	6	3	2			19	44 "			11	23	20	1				55		
28 "			2	6	8	8	2	1	1	28	45 "			16	17	17	2				52		
29 "			5	4	7		2			18	46 "			7	17	21		1			46		
30 "			2	9	9	3	1			24	47 "			4	16	10	1				31		
31 "			1	7	3	2	1			14	48 "			11	11	18	5	1			46		
32 "				5	4	3	2		1	15	49 "			6	6	9	3	3			27		
33 "			1	7	5	1		1		15	50 "			2	10	9	6	4	1		32		
34 "				13	4	5	2			24	51 "			2	5	10	4	3	1		25		
35 "				13	7	7	4		1	32	52 "				10	6	6	3			25		
36 "				11	7	3	2	2	1	26	53 "				11	8	5	1		1	26		
37 "				9	9	8	4	1	1	32	54 "				12	8					20		
38 "				3	5	3	1	4	4	20	55 "				13	6	8	3	2	1	33		
39 "				8	2	2	4	1	3	20	56 "				6	6	4	3	4	2	25		
40 "				6	14	4	1		1	26	57 "				15	8	4	4	1	4	36		
41年以上				3	6	2			2	13	58 "				7	13	7	5	1	3	36		
計	238	322	485	453	261	64	33	10	15	1,881	59 "				11	13	6	1		4	35		
平均経験年数(年)	2.4	6.9	15.0	22.5	26.4	32.6	32.0	36.2	37.5	16.6	60歳以上												
											計	238	322	485	453	261	64	33	10	15	1,881		
											平均年齢(歳)	21.4	27.6	36.5	44.1	47.9	53.4	53.3	55.5	57.7	37.6		

海事職給料表

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	計	級 年齢	1	2	3	4	計
1 年未満						18歳未満					
1 年						18 歳					
2 "						19 "					
3 "						20 "					
4 "						21 "					
5 "						22 "					
6 "						23 "					
7 "						24 "					
8 "		2			2	25 "					
9 "						26 "					
10 "						27 "		1			1
11 "						28 "					
12 "						29 "		1			1
13 "		1			1	30 "					
14 "		1			1	31 "					
15 "						32 "					
16 "						33 "		1			1
17 "						34 "		1			1
18 "		1			1	35 "					
19 "						36 "					
20 "						37 "					
21 "	1				1	38 "					
22 "		1	1		2	39 "	1	1			2
23 "						40 "		1			1
24 "						41 "					
25 "			2	1	3	42 "					
26 "						43 "					
27 "						44 "					
28 "			1		1	45 "					
29 "						46 "			1	1	2
30 "						47 "			2		2
31 "			1		1	48 "			1		1
32 "						49 "			1		1
33 "						50 "					
34 "						51 "					
35 "						52 "					
36 "						53 "					
37 "			1		1	54 "					
38 "						55 "					
39 "						56 "			2		2
40 "			1		1	57 "					
41年以上						58 "					
計	1	6	7	1	15	59 "					
平均経験 年数(年)	21.0	14.2	30.0	25.9	22.8	60歳以上					
						計	1	6	7	1	15
						平均年齢 (歳)	39.5	34.2	50.4	46.5	42.9

教育職給料表（県立校）

（単位 人）

級 経験年数	1	2	3	4	計	級 年齢	1	2	3	4	計
1 年未満	2	16			18	18歳未満					
1 年		10			10	18 歳					
2 "	2	11			13	19 "					
3 "	1	17			18	20 "					
4 "	2	12			14	21 "					
5 "	1	23			24	22 "	1	11			12
6 "		24			24	23 "	1	8			9
7 "	2	23			25	24 "	1	14			15
8 "		25			25	25 "		14			14
9 "	1	31			32	26 "	2	15			17
10 "	1	24			25	27 "		17			17
11 "	1	27			28	28 "	1	17			18
12 "	1	36			37	29 "	2	24			26
13 "	2	33			35	30 "		29			29
14 "	2	29			31	31 "		21			21
15 "	1	25			26	32 "	2	20			22
16 "	4	35			39	33 "		28			28
17 "	2	47			49	34 "	1	27			28
18 "	5	43			48	35 "	2	34			36
19 "	1	39			40	36 "	3	37			40
20 "	4	60			64	37 "	3	26			29
21 "	6	50			56	38 "	1	29			30
22 "		56			56	39 "	5	27			32
23 "	2	72			74	40 "	5	35			40
24 "	4	84			88	41 "	3	52			55
25 "	3	97			100	42 "	3	46			49
26 "	8	102			110	43 "	1	40			41
27 "	5	108	3		116	44 "	4	49			53
28 "	1	105	3		109	45 "	7	51			58
29 "	7	132	11		150	46 "	3	75			78
30 "	2	121	14	2	139	47 "	1	89			90
31 "	4	102	16	3	125	48 "	5	95			100
32 "	3	68	17	2	90	49 "	3	94			97
33 "	1	75	13	5	94	50 "	9	140			149
34 "	2	50	15	9	76	51 "	4	115	3		122
35 "	2	72	10	10	94	52 "	2	146	10		158
36 "	2	65	2	20	89	53 "	5	102	16		123
37 "	1	26		8	35	54 "	2	110	20	1	133
38 "		5			5	55 "	2	84	19	4	109
39 "		3			3	56 "	1	69	16	9	95
40 "						57 "		58	16	8	82
41年以上		1			1	58 "	3	51	2	12	68
計	88	1,984	104	59	2,235	59 "		85	2	25	112
平均経験 年数(年)	22.1	24.1	32.0	35.1	24.7	60歳以上					
						計	88	1,984	104	59	2,235
						平均年齢 (歳)	44.3	47.3	55.2	58.2	47.8

研究職給料表

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	5	計	級 年齢	1	2	3	4	5	計
1 年未満		1				1	18歳未満						
1 年		1				1	18 歳						
2 "		2				2	19 "						
3 "		3				3	20 "						
4 "		9				9	21 "						
5 "		3				3	22 "						
6 "		6				6	23 "						
7 "		5				5	24 "		1				1
8 "		5	1			6	25 "						
9 "		2	1			3	26 "		10				10
10 "		3	2			5	27 "		2				2
11 "		6				6	28 "		3				3
12 "		2	4			6	29 "		3				3
13 "		2	5			7	30 "		6				6
14 "			2			2	31 "		5				5
15 "			4			4	32 "		4				4
16 "		1	5			6	33 "		3				3
17 "			1			1	34 "		4				4
18 "			7			7	35 "		7	1			8
19 "			4			4	36 "		1	4			5
20 "			3			3	37 "			2			2
21 "		1	7			8	38 "		1	4			5
22 "			3			3	39 "		1	2			3
23 "			4			4	40 "			5			5
24 "			4			4	41 "			7			7
25 "			4			4	42 "			5			5
26 "			2	1		3	43 "		1	3			4
27 "			3	1		4	44 "			7			7
28 "			9			9	45 "			2			2
29 "			7			7	46 "			3			3
30 "			6	2		8	47 "			2			2
31 "			8	3		11	48 "			4			4
32 "			3	1	2	6	49 "			5			5
33 "			3			3	50 "			8			8
34 "			4	3	1	8	51 "			7			7
35 "				3	1	4	52 "			5	1		6
36 "			1		2	3	53 "			5			5
37 "			1		1	2	54 "			9	1		10
38 "							55 "			3	4		7
39 "							56 "			6	2		8
40 "							57 "			2	2	2	6
41年以上							58 "			3	1	3	7
計		52	108	14	7	181	59 "			4	3	2	9
平均経験 年数(年)		7.3	23.5	31.9	34.6	19.9	60歳以上						
							計		52	108	14	7	181
							平均年齢 (歳)		31.4	48.4	56.7	58.5	44.5

医療職給料表(一)

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	計	級 年齢	1	2	3	4	計
1 年未満	3				3	18歳未満					
1 年	3				3	18 歳					
2 "						19 "					
3 "						20 "					
4 "	2				2	21 "					
5 "						22 "					
6 "						23 "					
7 "						24 "					
8 "						25 "	5				5
9 "						26 "	1				1
10 "						27 "					
11 "	1				1	28 "					
12 "						29 "					
13 "						30 "	2				2
14 "			1		1	31 "					
15 "						32 "					
16 "						33 "					
17 "						34 "					
18 "						35 "					
19 "						36 "					
20 "						37 "					
21 "						38 "			1		1
22 "						39 "					
23 "			2		2	40 "					
24 "			1		1	41 "					
25 "						42 "					
26 "						43 "	1				1
27 "						44 "					
28 "						45 "					
29 "						46 "					
30 "						47 "					
31 "						48 "					
32 "			1		1	49 "					
33 "						50 "			1		1
34 "			1		1	51 "					
35 "						52 "					
36 "						53 "					
37 "						54 "					
38 "						55 "			1		1
39 "						56 "					
40 "						57 "					
41年以上			1		1	58 "			1		1
計	9		7		16	59 "			1		1
平均経験年数(年)	2.5		27.7		13.5	60歳以上			2		2
						計	9		7		16
						平均年齢(歳)	28.7		55.6		40.5

医療職給料表(二)

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計	級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
1 年未満		2						2	18歳未満								
1 年	1	4						5	18 歳								
2 "		1						1	19 "								
3 "		2						2	20 "								
4 "		2						2	21 "								
5 "		1	1					2	22 "								
6 "		1						1	23 "		1						1
7 "		1	4					5	24 "		1						1
8 "									25 "		1						1
9 "									26 "		4						4
10 "			3					3	27 "		2						2
11 "									28 "		1						1
12 "				2				2	29 "		2						2
13 "			1	1	1			3	30 "		1						1
14 "									31 "		1	1					2
15 "				1				1	32 "			3					3
16 "				4	1			5	33 "			1					1
17 "				2				2	34 "			2					2
18 "				1				1	35 "								
19 "									36 "				1				1
20 "					1			1	37 "			1	1	1			3
21 "					2			2	38 "	1			1				2
22 "					1			1	39 "				2	1			3
23 "					2			2	40 "				4				4
24 "					2			2	41 "				1				1
25 "					2			2	42 "								
26 "					1			1	43 "								
27 "					1			1	44 "				1	2			3
28 "					3			3	45 "					1			1
29 "					3			3	46 "			1		3			4
30 "					4			4	47 "								
31 "					1		1	2	48 "					2			2
32 "					1		1	2	49 "					1			1
33 "					3		1	4	50 "					1			1
34 "					4		1	5	51 "					2			2
35 "					4		1	5	52 "					2			2
36 "					2			2	53 "					5			5
37 "									54 "					7			7
38 "					1			1	55 "					4		1	5
39 "									56 "					1			1
40 "									57 "					2		1	3
41年以上									58 "					1		1	2
計	1	14	9	11	40		5	80	59 "					4		2	6
平均経験年数(年)	1.8	2.8	8.6	15.4	29.0		33.2	20.2	60歳以上								
計									1	14	9	11	40			5	80
平均年齢(歳)									38.5	27.4	35.1	40.0	52.4			58.1	44.5

医療職給料表(三)

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	5	計	級 年齢	1	2	3	4	5	計
1 年未満							18歳未満						
1 年		4				4	18 歳						
2 "		3				3	19 "						
3 "		3				3	20 "						
4 "			4			4	21 "						
5 "			3			3	22 "						
6 "		1				1	23 "		3				3
7 "			3			3	24 "		4				4
8 "			1			1	25 "		3				3
9 "							26 "			3			3
10 "			3			3	27 "			2			2
11 "		1	2	1		4	28 "						
12 "			2	1		3	29 "			2			2
13 "				1		1	30 "			1			1
14 "				2		2	31 "			1			1
15 "				1		1	32 "		1	5			6
16 "				1		1	33 "		1	1	1		3
17 "					1	1	34 "			3	1		4
18 "				1		1	35 "				1		1
19 "				1	1	2	36 "				2		2
20 "							37 "				1		1
21 "					1	1	38 "				1		1
22 "							39 "						
23 "							40 "				1		1
24 "							41 "					2	2
25 "							42 "				1		1
26 "					2	2	43 "					1	1
27 "					2	2	44 "						
28 "							45 "						
29 "					1	1	46 "						
30 "							47 "						
31 "							48 "					2	2
32 "					2	2	49 "					2	2
33 "					2	2	50 "						
34 "					3	3	51 "						
35 "					2	2	52 "					1	1
36 "					4	4	53 "						
37 "							54 "					2	2
38 "							55 "					2	2
39 "							56 "					3	3
40 "							57 "					3	3
41年以上							58 "					2	2
計		12	18	9	21	60	59 "					1	1
平均経験 年数(年)		3.0	7.6	14.7	30.5	15.8	60歳以上						
							計		12	18	9	21	60
							平均年齢 (歳)		25.9	30.8	37.3	53.0	38.6

教育職給料表（中小校）

（単位 人）

級 経験年数	1	2	3	4	計	級 年齢	1	2	3	4	計
1 年未満	21	83			104	18歳未満					
1 年	4	87			91	18 歳					
2 "		97			97	19 "					
3 "		116			116	20 "					
4 "		96			96	21 "					
5 "		102			102	22 "		71			71
6 "		112			112	23 "	3	79			82
7 "		101			101	24 "		104			104
8 "		87			87	25 "		97			97
9 "		81			81	26 "		101			101
10 "		55			55	27 "	1	94			95
11 "		65			65	28 "	1	105			106
12 "		65			65	29 "		94			94
13 "		65			65	30 "		92			92
14 "		47			47	31 "		77			77
15 "	1	44			45	32 "		60			60
16 "		33			33	33 "		65			65
17 "		48			48	34 "		64			64
18 "		51			51	35 "		48			48
19 "		64			64	36 "	1	70			71
20 "		64			64	37 "	1	39			40
21 "		59			59	38 "		38			38
22 "		53			53	39 "		43			43
23 "		70			70	40 "		36			36
24 "	1	87			88	41 "	1	38			39
25 "		78	3		81	42 "	3	65			68
26 "	2	83	2		87	43 "	1	61			62
27 "		101	12	1	114	44 "		55			55
28 "		103	12	4	119	45 "		37			37
29 "	2	101	28	2	133	46 "	2	75			77
30 "		95	36	4	135	47 "	1	78	1		80
31 "		116	39	11	166	48 "	1	78	2		81
32 "		130	53	18	201	49 "	2	86	7		95
33 "		134	25	21	180	50 "	1	122	6	1	130
34 "	1	189	48	47	285	51 "		115	18	3	136
35 "		194	21	66	281	52 "	3	113	33	5	154
36 "		192	19	67	278	53 "		125	44	5	174
37 "		53	8	24	85	54 "	2	139	52	19	212
38 "		4		1	5	55 "		134	32	15	181
39 "	1				1	56 "	2	166	41	35	244
40 "						57 "		197	35	59	291
41年以上						58 "		168	18	62	248
計	33	3,405	306	266	4,010	59 "		176	17	62	255
平均経験 年数(年)	7.3	20.6	32.1	34.7	22.3	60歳以上	7				7
						計	33	3,405	306	266	4,010
						平均年齢 (歳)	47.5	43.6	54.9	57.5	45.4

Ⅱ 職種別民間給与実態調査関係資料

令和 7 年 4 月分最終給与締切日現在

令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要

本年実施した職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和 7 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

秋田県人事委員会、人事院及び全国の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
370事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記 3 の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から111事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完了した事業所は、第14表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係178人（行政職に相当する調査実人員173人）、初任給関係以外の調査職種3,282人（行政職に相当する調査実人員2,646人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、15,535人であり、行政職に相当するものは9,906人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(3) 調査結果は、人事院提供のデータを秋田県人事委員会が集計したものである。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	3,000人以上	500人以上 3,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		97	16	9	52	20
農 業 、 林 業 、 漁 業		1	0	0	1	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業		8	1	1	3	3
製 造 業		48	5	4	28	11
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		13	5	0	5	3
卸 売 業 、 小 売 業		6	1	1	3	1
金 融 業 、 保 険 業 、 不動産業、物品賃貸業		1	0	0	1	0
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業		20	4	3	11	2

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能事業所が11所あった。

2 調査対象事業所111所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した3所を除いた108所に占める調査完了事業所97所の割合（調査完了率）は、89.8%である。

第15表 民間における給与改定の状況

(単位 %)

役職 段階	項目 企業規模	項目				
		ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	未 定	ベースアップ 慣行なし
係 員	計 (100人以上)	52.9	5.2	0.0	3.7	38.2
	500 人 以 上	73.1	6.4	0.0	0.0	20.5
	100 人 以 上 500 人 未 満	42.0	4.6	0.0	5.7	47.7
	【 参 考 】 100 人 未 満	40.0	0.0	0.0	0.0	60.0
課 長 級	計 (100人以上)	47.9	3.1	0.0	3.8	45.2
	500 人 以 上	59.7	0.0	0.0	0.0	40.3
	100 人 以 上 500 人 未 満	42.0	4.6	0.0	5.7	47.7
	【 参 考 】 100 人 未 満	40.0	0.0	0.0	0.0	60.0

第16表 民間における定期昇給の実施状況

(単位 %)

役職 段階	項目 企業規模	項目							
		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停 止	未 定	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし				
係 員	計 (100人以上)	87.8	77.7	25.0	6.6	46.1	0.0	10.1	12.2
	500 人 以 上	95.8	95.8	18.2	14.0	63.6	0.0	0.0	4.2
	100 人 以 上 500 人 未 満	82.8	66.3	29.2	1.9	35.2	0.0	16.5	17.2
	【 参 考 】 100 人 未 満	94.5	83.4	55.6	0.0	27.8	0.0	11.1	5.5
課 長 級	計 (100人以上)	83.1	72.8	21.3	5.3	46.2	0.0	10.3	16.9
	500 人 以 上	83.7	83.7	11.6	10.1	62.0	0.0	0.0	16.3
	100 人 以 上 500 人 未 満	82.8	66.3	27.2	2.4	36.7	0.0	16.5	17.2
	【 参 考 】 100 人 未 満	94.4	83.3	50.0	0.0	33.3	0.0	11.1	5.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第17表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

学歴		項 目 企業規模	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
				増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	計（100人以上）	23.3	(70.5)	(29.5)	(0.0)	76.7	
	500 人 以 上	36.8	(71.0)	(29.0)	(0.0)	63.2	
	100 人 以 上 500 人 未 満	16.3	(69.9)	(30.1)	(0.0)	83.7	
	【 参 考 】 100 人 未 満	10.0	(100.0)	(0.0)	(0.0)	90.0	
高 校 卒	計（100人以上）	18.3	(62.0)	(38.0)	(0.0)	81.7	
	500 人 以 上	26.1	(74.4)	(25.6)	(0.0)	73.9	
	100 人 以 上 500 人 未 満	14.3	(50.2)	(49.8)	(0.0)	85.7	
	【 参 考 】 100 人 未 満	15.0	(0.0)	(100.0)	(0.0)	85.0	

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第18表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計 (100人以上)	500人以上	500人未満	【参考】 100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 228,330	円 237,824	円 212,045	円 210,000 ※
		短 大 卒	197,296	200,419	191,759	—
		高 校 卒	186,627	187,909	177,316	162,750 ※
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	233,487	238,321 ※	227,817	234,000 ※
		短 大 卒	194,401	191,000 ※	196,037 ※	—
		高 校 卒	184,226	—	184,226	180,000 ※
	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	229,365	237,912	215,812	222,000
		短 大 卒	196,671	199,264	193,214	—
		高 校 卒	186,152	187,909	181,951	171,375 ※

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 ※印は、調査実人員が5人以下であることを示す。

第19表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事業・技術・関係職種	支 店 長	6	52.8	657,735	2,042	655,693	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	54.5	674,169	5,243	668,926	
	短 大 卒	1	51.5	660,526	0	660,526	
	高 校 卒	3	52.2	647,828	708	647,120	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	中 学 卒						
	工 場 長	6	56.5	598,949	0	598,949	
	大 学 卒	2	58.0	734,557	0	734,557	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	短 大 卒						
	高 校 卒	4	55.8	495,995	0	495,995	
	中 学 卒						同 上
	事務部長	40	54.1	602,538	91	602,447	
	大 学 卒	19	54.0	618,704	0	618,704	
	短 大 卒	1	44.5	562,296	0	562,296	同 上
	高 校 卒	20	54.7	589,149	188	588,961	
	中 学 卒						
	技術部長	28	52.6	574,465	1,509	572,956	同 上
	大 学 卒	10	54.3	562,990	4,471	558,519	
	短 大 卒	4	50.3	565,960	0	565,960	
	高 校 卒	14	52.1	584,736	0	584,736	同 上
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
事務	事務部次長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	18	54.8	577,416	0	577,416	
	短 大 卒	13	54.1	585,362	0	585,362	
	高 校 卒	1	55.5	581,408	0	581,408	
	中 学 卒	4	56.8	554,145	0	554,145	
技術	技術部次長	13	51.4	576,024	19,741	556,283	同 上
	大 学 卒	3	52.8	647,371	0	647,371	
	短 大 卒	4	55.0	493,388	0	493,388	
	高 校 卒	6	48.3	577,682	45,568	532,114	
	中 学 卒						
関係	事務課長	94	50.5	527,783	6,804	520,979	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	46	50.9	541,320	7,673	533,647	
	短 大 卒	11	48.4	471,897	11,282	460,615	
	高 校 卒	37	50.6	530,115	4,467	525,648	
	中 学 卒						
職種	技術課長	61	51.4	563,928	8,389	555,539	同 上
	大 学 卒	19	50.8	596,665	3,671	592,994	
	短 大 卒	8	50.0	544,439	0	544,439	
	高 校 卒	34	52.1	546,197	13,211	532,986	
	中 学 卒						

(注)「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう（以下2から4までにおいて同じ。）。

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 す る	う ち 時 間		
				給 与 (A)	外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務	事務課長代理	62	47.5	466,555	28,264	438,291	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	42	47.2	473,596	21,723	451,873	
	短 大 卒	5	48.7	432,724	33,667	399,057	
	高 校 卒	15	48.0	460,357	44,614	415,743	
	中 学 卒						
技 術	技術課長代理	28	48.1	513,775	71,372	442,403	同 上
	大 学 卒	15	45.3	504,936	81,987	422,949	
	短 大 卒	4	50.3	578,558	21,859	556,699	
	高 校 卒	9	51.8	503,029	72,209	430,820	
	中 学 卒						
関 係	事務係長	203	46.5	408,308	47,630	360,678	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	94	43.3	413,562	55,188	358,374	
	短 大 卒	26	48.2	405,437	36,095	369,342	
	高 校 卒	83	49.6	402,908	42,790	360,118	
	中 学 卒						
職 種	技術係長	124	48.6	474,015	34,593	439,422	同 上
	大 学 卒	45	44.6	452,467	36,932	415,535	
	短 大 卒	12	49.7	424,070	41,631	382,439	
	高 校 卒	66	51.2	494,917	32,528	462,389	
	中 学 卒	1	46.5	248,417	10,887	237,530	

(注)「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう（以下2から4までにおいて同じ。）。

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)		(A)－(B)	
				う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務	事務主任	人 165	歳 42.8	円 357,890	円 42,875	円 315,015	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	65	38.4	357,851	49,510	308,341	
	短 大 卒	33	45.1	326,202	34,562	291,640	
	高 校 卒	67	46.0	370,717	40,199	330,518	
	中 学 卒						
技 術	技術主任	79	43.6	435,024	65,231	369,793	同 上
	大 学 卒	33	42.5	423,911	47,335	376,576	
	短 大 卒	19	38.8	402,541	80,115	322,426	
	高 校 卒	27	48.4	465,640	76,958	388,682	
	中 学 卒						
関 係	事務係員	604	38.8	312,171	32,433	279,738	
	大 学 卒	208	34.5	316,993	37,706	279,287	
	短 大 卒	95	41.0	307,348	28,654	278,694	
	高 校 卒	299	41.1	309,941	29,462	280,479	
	中 学 卒	2	47.5	288,078	0	288,078	
職 種	技術係員	501	38.9	353,168	42,412	310,756	
	大 学 卒	150	34.0	354,646	52,764	301,882	
	短 大 卒	56	32.9	310,456	50,669	259,787	
	高 校 卒	294	42.5	359,058	35,905	323,153	
	中 学 卒	1	43.5	328,794	13,928	314,866	

(注)「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう（以下2から4までにおいて同じ。）。

2 企業規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6	52.8	657,735	2,042	655,693	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	54.5	674,169	5,243	668,926	
	短 大 卒	1	51.5	660,526	0	660,526	
	高 校 卒	3	52.2	647,828	708	647,120	
	中 学 卒						
	工 場 長	1	56.5	745,141	0	745,141	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	1	56.5	745,141	0	745,141	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	事務部長	24	53.4	622,043	128	621,915	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	11	53.1	633,522	0	633,522	
	短 大 卒	1	44.5	562,296	0	562,296	
	高 校 卒	12	54.3	616,576	267	616,309	
	中 学 卒						
	技術部長	8	55.1	621,985	115	621,870	同 上
	大 学 卒	2	58.5	612,152	482	611,670	
	短 大 卒	2	54.0	563,868	0	563,868	
	高 校 卒	4	54.0	653,117	0	653,117	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務	事務部次長	6	56.5	582,835	0	582,835	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	3	56.5	596,944	0	596,944	
	短 大 卒	1	55.5	581,408	0	581,408	
	高 校 卒	2	57.0	562,386	0	562,386	
	中 学 卒						
技 術	技術部次長	4	50.5	647,824	27,960	619,864	同 上
	大 学 卒	3	52.8	647,371	0	647,371	
	短 大 卒						
	高 校 卒	1	43.5	649,045	103,204	545,841	
	中 学 卒						
関 係	事務課長	56	51.1	539,296	9,702	529,594	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	26	52.2	533,306	11,868	521,438	
	短 大 卒	8	48.9	493,705	13,566	480,139	
	高 校 卒	22	50.5	561,397	6,198	555,199	
	中 学 卒						
職 種	技術課長	27	53.0	619,959	75	619,884	同 上
	大 学 卒	13	52.3	616,881	135	616,746	
	短 大 卒	2	46.5	614,663	0	614,663	
	高 校 卒	12	54.8	623,985	22	623,963	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務	事務課長代理	8	49.3	448,891	33,019	415,872	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	2	48.5	440,047	9,550	430,497	
	短 大 卒	3	50.5	447,219	22,333	424,886	
	高 校 卒	3	48.5	457,057	61,750	395,307	
	中 学 卒						
技 術	技術課長代理	12	46.3	512,239	71,681	440,558	同 上
	大 学 卒	7	43.1	500,495	88,624	411,871	
	短 大 卒	2	52	601,437	0	601,437	
	高 校 卒	3	50.2	498,546	65,176	433,370	
	中 学 卒						
関 係	事務係長	111	47.1	445,478	56,128	389,350	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	51	44.5	450,805	65,330	385,475	
	短 大 卒	18	49.4	422,791	40,786	382,005	
	高 校 卒	42	49.3	449,827	51,375	398,452	
	中 学 卒						
職 種	技術係長	54	49.4	529,166	29,341	499,825	同 上
	大 学 卒	15	47.8	513,410	33,384	480,026	
	短 大 卒	2	55.0	529,818	44,768	485,050	
	高 校 卒	37	49.8	534,573	27,120	507,453	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事務	事務主任	84	43.5	384,996	55,542	329,454	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	28	38.3	386,499	70,409	316,090	
	短 大 卒	13	44.2	351,214	49,738	301,476	
	高 校 卒	43	46.6	393,312	47,179	346,133	
	中 学 卒						
技術	技術主任	40	48.6	467,171	65,329	401,842	同 上
	大 学 卒	21	45.5	438,898	43,730	395,168	
	短 大 卒	3	44.2	427,892	75,349	352,543	
	高 校 卒	16	53.6	505,662	87,772	417,890	
	中 学 卒						
関係	事務係員	359	39.2	325,784	35,951	289,833	
	大 学 卒	135	34.3	321,933	39,886	282,047	
	短 大 卒	51	41.0	323,639	33,301	290,338	
	高 校 卒	171	42.5	330,658	33,455	297,203	
	中 学 卒	2	47.5	288,078	0	288,078	
職種	技術係員	212	40.2	397,590	52,287	345,303	
	大 学 卒	75	33.4	378,928	58,723	320,205	
	短 大 卒	18	30.4	334,112	58,227	275,885	
	高 校 卒	119	45.9	417,565	47,349	370,216	
	中 学 卒						

3 企業規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事業 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長						構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	工 場 長	5	56.5	539,396	0	539,396	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	1	59.5	713,000	0	713,000	
	短 大 卒						
	高 校 卒	4	55.8	495,995	0	495,995	
	中 学 卒						
	事務部長	16	55.2	554,220	0	554,220	2課以上又は構成員20人以上の 部の長
	大 学 卒	8	55.3	584,307	0	584,307	職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職
	短 大 卒						(取締役兼任者を除く。)
	高 校 卒	8	55.1	523,349	0	523,349	
	中 学 卒						
	技術部長	20	51.7	543,196	2,426	540,770	同 上
	大 学 卒	8	53.3	543,764	6,031	537,733	
	短 大 卒	2	46.5	569,201	0	569,201	
	高 校 卒	10	51.4	537,414	0	537,414	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務	事務部次長	12	53.9	572,482	0	572,482	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	10	53.4	579,058	0	579,058	
	短 大 卒						
	高 校 卒	2	56.5	538,851	0	538,851	
	中 学 卒						
技 術	技術部次長	9	51.8	525,964	14,010	511,954	同 上
	大 学 卒						
	短 大 卒	4	55.0	493,388	0	493,388	
	高 校 卒	5	49.3	553,012	25,642	527,370	
	中 学 卒						
関 係	事務課長	38	49.7	500,926	44	500,882	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	20	49.4	555,824	81	555,743	
	短 大 卒	3	47.2	364,167	0	364,167	
	高 校 卒	15	50.7	449,372	0	449,372	
	中 学 卒						
職 種	技術課長	34	50.1	483,449	20,330	463,119	同 上
	大 学 卒	6	47.3	516,878	17,629	499,249	
	短 大 卒	6	51.2	505,568	0	505,568	
	高 校 卒	22	50.5	468,766	26,340	442,426	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事務	事務課長代理	54	47.3	470,362	27,239	443,123	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	40	47.2	475,979	22,588	453,391	
	短 大 卒	2	46.0	392,437	65,167	327,270	
	高 校 卒	12	47.9	461,547	38,437	423,110	
	中 学 卒						
技術	技術課長代理	16	49.4	515,755	70,973	444,782	同 上
	大 学 卒	8	47.3	511,738	71,823	439,915	
	短 大 卒	2	48.5	552,223	47,022	505,201	
	高 校 卒	6	52.7	507,431	79,114	428,317	
	中 学 卒						
関係	事務係長	92	45.8	326,956	29,032	297,924	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	43	41.9	329,581	32,319	297,262	
	短 大 卒	8	45.3	328,607	15,329	313,278	
	高 校 卒	41	50.0	323,943	28,342	295,601	
	中 学 卒						
職種	技術係長	70	48.0	397,190	41,909	355,281	同 上
	大 学 卒	30	43.0	401,086	39,923	361,163	
	短 大 卒	10	48.6	388,191	40,567	347,624	
	高 校 卒	29	53.1	401,372	45,285	356,087	
	中 学 卒	1	46.5	248,417	10,887	237,530	

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事務	事務主任	81	42.1	306,297	18,767	287,530	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	37	38.4	319,207	21,319	297,888	
	短 大 卒	20	45.7	297,704	17,271	280,433	
	高 校 卒	24	44.8	291,015	15,575	275,440	
	中 学 卒						
技術	技術主任	39	38.5	384,883	65,077	319,806	同 上
	大 学 卒	12	37.3	386,957	56,223	330,734	
	短 大 卒	16	37.8	395,330	81,471	313,859	
	高 校 卒	11	40.8	366,774	50,245	316,529	
	中 学 卒						
関係	事務係員	245	38.3	264,816	20,194	244,622	
	大 学 卒	73	34.8	293,905	27,521	266,384	
	短 大 卒	44	41.0	255,249	13,792	241,457	
	高 校 卒	128	39.3	250,949	18,092	232,857	
	中 学 卒						
職種	技術係員	289	38.0	302,858	31,229	271,629	
	大 学 卒	75	34.6	312,874	42,511	270,363	
	短 大 卒	38	34.1	294,716	45,639	249,077	
	高 校 卒	175	40.2	300,303	24,413	275,890	
	中 学 卒	1	43.5	328,794	13,928	314,866	

4 【参考】企業規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員 調 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き っ ぽ ま っ ぽ 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	工 場 長						構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	事務部長						2 課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	技術部長	1	55.5	634,119	0	634,119	同 上
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒	1	55.5	634,119	0	634,119	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務	事務部次長	3	52.5	564,100	0	564,100	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	2	50.0	567,900	0	567,900	
	短 大 卒						
	高 校 卒	1	57.5	556,500	0	556,500	
	中 学 卒						
技 術	技術部次長						同 上
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
関 係	事務課長	3	47.8	422,310	0	422,310	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	1	46.5	511,700	0	511,700	
	短 大 卒	1	52.5	439,000	0	439,000	
	高 校 卒	1	44.5	316,230	0	316,230	
	中 学 卒						
職 種	技術課長	11	46.7	460,487	4,227	456,260	同 上
	大 学 卒	5	44.9	489,809	2,800	487,009	
	短 大 卒						
	高 校 卒	6	48.2	436,053	5,417	430,636	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務	事務課長代理						前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
技 術	技術課長代理	12	44.2	403,380	28,422	374,958	同 上
	大 学 卒	2	42.0	391,956	11,556	380,400	
	短 大 卒	1	39.5	451,929	26,929	425,000	
	高 校 卒	8	43.3	396,001	29,914	366,087	
	中 学 卒	1	60.5	436,714	51,714	385,000	
関 係	事務係長	19	43.2	302,053	7,787	294,266	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	9	39.5	308,208	308	307,900	
	短 大 卒	4	48.0	264,879	3,579	261,300	
	高 校 卒	6	45.5	317,603	21,811	295,792	
	中 学 卒						
職 種	技術係長	2	45.0	431,692	42,541	389,151	同 上
	大 学 卒	1	40.5	416,795	63,466	353,329	
	短 大 卒						
	高 校 卒	1	49.5	446,588	21,616	424,972	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務	事務主任	15	46.9	260,583	5,507	255,076	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	6	35.3	277,094	6,961	270,133	
	短 大 卒	1	59.5	244,393	0	244,393	
	高 校 卒	7	55.1	246,374	2,966	243,408	
	中 学 卒	1	46.5	277,161	20,071	257,090	
技 術	技術主任	4	47.5	258,121	2,959	255,162	同 上
	大 学 卒	2	47.5	287,318	5,918	281,400	
	短 大 卒						
	高 校 卒	2	47.5	228,925	0	228,925	
	中 学 卒						
関 係	事務係員	52	36.5	245,460	9,793	235,667	
	大 学 卒	23	30.5	251,064	9,149	241,915	
	短 大 卒	6	43.5	261,284	10,291	250,993	
	高 校 卒	23	40.6	235,728	10,308	225,420	
	中 学 卒						
職 種	技術係員	34	35.3	307,829	18,484	289,345	
	大 学 卒	12	31.8	327,562	34,362	293,200	
	短 大 卒	5	42.9	306,949	22,929	284,020	
	高 校 卒	17	35.5	294,158	5,969	288,189	
	中 学 卒						

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き っ ぽ ま っ ぽ 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約に基づき、他の事業所 において業務に従事している者を除 く。
	自家用乗用自動車運転手						
	守 衛						
	用 務 員						
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	3	61.2	852,316	0	852,316	
	大 学 教 授	9	59.8	455,279	0	455,279	
	大 学 准 教 授	13	55.4	452,465	0	452,465	
	大 学 講 師	20	46.4	416,330	0	416,330	
	大 学 助 教	5	39.3	369,320	0	369,320	
	高 等 学 校 校 長						
	高 等 学 校 教 頭						
研 究 関 係 職 種	高 等 学 校 教 諭	20	44.2	331,703	0	331,703	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者、上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 所 長						
	研究部(課)長						
	研究室(係)長	1	※	※	※	※	
	主 任 研 究 員	2	27.5	316,269	10,119	306,150	
	研 究 員	4	25.5	279,360	13,885	265,475	
	研 究 補 助 員						

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
医療関係職種	病 院 長	2	62.0	1,913,161	106,391	1,806,770	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	6	58.7	1,566,310	204,255	1,362,055	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	8	53.8	1,421,674	250,092	1,171,582	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	14	55.5	1,253,251	324	1,252,927	
	歯 科 医 師	2	48.5	1,269,700	239,400	1,030,300	
	薬 局 長	3	54.2	548,918	43,688	505,230	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	7	38.1	374,882	25,208	349,674	
	診療放射線技師	12	45.7	411,660	51,468	360,192	
	臨床検査技師	12	46.6	440,201	73,691	366,510	
	栄 養 士	20	39.6	261,326	704	260,622	
	理 学 療 法 士	36	37.7	323,430	21,308	302,122	
	作 業 療 法 士	44	38.5	317,710	17,437	300,273	
	総 看 護 師 長	4	57.0	467,914	17,174	450,740	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	28	48.1	431,230	31,974	399,256	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	112	39.4	349,199	26,657	322,542	
	准 看 護 師	29	47.8	269,849	3,400	266,449	

(注)※印は、個人が特定されるおそれがあるため、公表しないものである。

その3 再雇用者

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				ま っ てる き 給 与 (A) 支給 与	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	人	歳	円	円	円	その1の1企業規模計の備考欄参照
	事務・技術部長	3	61.8	855,278	120,339	734,939	
	事務・技術部次長	1	62.5	290,891	0	290,891	
	事務・技術課長	6	62.5	453,442	27,159	426,283	
	事務・技術課長代理	4	60.8	412,577	3,064	409,513	
	事務・技術係長	4	62.8	251,645	0	251,645	
	事務・技術主任						
	事務・技術係員	68	62.6	266,825	14,095	252,730	

第20表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	65.4%
支 給 し な い	34.6%
借 家 ・ 借 間 居 住 者 に 対 す る 住 宅 手 当 月 額 の 最 高 支 給 額 の 中 位 階 層	24,000円以上 25,000円未満

（注） 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第21表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位 %))

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
100.0	(21.0)	(65.2)	(1.3)	(12.5)	0.0

(注) 1 () 内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

(その2及びその3において同じ。)

その2 民間における自動車等使用者に対する通勤手当の支給月額の状況

(単位 円)

距離段階別定額制における支給月額						
距離 (片道)	5 km	10 k m	20 k m	30 k m	40 k m	50 k m
支給月額	4,445	7,593	13,730	19,569	25,521	31,323
距離 (片道)	60 k m	70 k m	80 k m	90 k m	100 k m	
支給月額	38,543	48,072	60,255	67,768	74,972	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

(単位 %)

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
39.1	(34.0)	(66.0)	(0.0)	(0.0)	60.9

(注) () 内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第22表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	329,353
	上 半 期 (A ₂)	341,811
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B ₁)	777,303
	上 半 期 (B ₂)	777,016
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 $\frac{B_1}{A_1}$	2.36
	上 半 期 $\frac{B_2}{A_2}$	2.27
年 間 の 平 均		4.63

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.60月分である。

第23表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位 %)

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考 課 査 定 分	一定率(額)分	考 課 査 定 分	一定率(額)分	考 課 査 定 分
58.3	41.7	51.7	48.3	51.3	48.7

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第24表 民間における定年制の状況

(単位 %)

定 年 制 あ り			定年制なし
	定 年 年 齢		
	60歳	61歳以上	
100.0	60.5	39.5	0.0

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位 %)

区分 \ 項目	給 与 減 額 あ り		給 与 減 額 な し
	60 歳 で 減 額		
課 長 級	63.6	31.8	36.4
非 管 理 職	59.1	36.4	40.9

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第26表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

課 長 級	非 管 理 職
78.9	80.0

(注) 1 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

Ⅲ 公 民 比 較 関 係 資 料

第27表 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差額 (A)－(B)	較差割合 $\frac{(A)-(B)}{(B)}$
380,247円	368,922円	11,325円	3.07%

第28表 職員と民間企業の従業員との給与比較における職種対応

級	民 間 企 業	
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満
9	支店長、工場長、部長、部次長、 中間職（部長－課長）	
8	課 長	支店長、工場長、部長、部次長、 中間職（部長－課長）
7		
6	課長代理、中間職（課長－係長）	課 長
5		
4	係 長	課長代理、中間職（課長－係長）
3		係 長
2	主任、中間職（係長－係員）	主任、中間職（係長－係員）
1	係 員	係 員

（注）1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、主任及び係長に含めている。

2 「中間職」とは、部長と課長、課長と係長又は係長と係員がそれぞれ両方いる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長、課長と係長又は係長と係員の間に位置づけられる者をいう。

IV 生 計 費 等 関 係 資 料

令和 7 年 4 月の標準生計費

総務省の「家計調査」等に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和7年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費の各費目の内容は、次のとおりである。

食 料 費———食料

住 居 関 係 費———住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費———被服及び履物

雑 費 I ———保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II ———その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第29表 秋田市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	37,035 ^円	50,027 ^円	63,986 ^円	77,934 ^円	91,893 ^円
住 居 関 係 費	46,795	60,748	50,696	40,650	30,598
被 服 ・ 履 物 費	5,067	3,646	5,807	7,968	10,128
雑 費 I	26,418	38,719	53,921	69,108	84,310
雑 費 II	10,589	17,238	22,553	27,873	33,188
計	125,904	170,378	196,963	223,533	250,117

第30表 労働経済指標

項 目			年 月		令和6年												令和7年			
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
賃金（厚生労働省毎月勤労統計調査）	きまってる給 （調査産業計）	全 国	金 額（円）	316,529	315,038	317,112	317,490	315,918	316,549	319,057	319,881	319,913	314,095	313,462	316,657	323,962				
		前年同月比	1.8	2.4	2.5	2.5	2.8	2.6	2.9	2.8	2.5	1.8	1.5	2.3						
	秋田県	金 額（円）	252,774	251,313	252,778	254,944	253,186	251,771	258,241	257,918	260,866	267,413	264,867	266,953	263,863					
		前年同月比	3.4	3.3	2.0	4.2	3.1	2.5	4.3	3.3	4.1	6.2	5.1	4.8	4.4					
うち所定給	全 国	金 額（円）	291,329	290,826	292,818	292,893	291,386	292,542	293,590	293,859	294,316	289,935	289,013	291,902	298,405					
		前年同月比	2.2	2.6	2.7	2.8	2.9	2.9	2.8	3.0	3.0	2.6	1.7	1.6	2.4					
	秋田県	金 額（円）	237,752	237,130	238,381	239,566	237,430	236,054	241,791	241,568	242,088	249,359	247,311	249,421	247,592					
		前年同月比	4.0	3.9	2.7	4.6	3.0	2.7	4.4	3.6	3.9	6.3	4.8	4.7	4.1					
消費支出	全 国	金 額（円）	313,300	290,328	280,888	290,931	297,487	287,963	305,819	295,518	352,633	305,521	290,511	339,232	325,717					
		前年同月比	3.4	1.4	1.9	3.3	1.5	1.8	1.3	3.0	7.0	5.5	3.8	6.4	4.0					
	秋田市	金 額（円）	262,050	279,721	238,953	294,456	273,147	264,509	267,417	256,950	313,631	269,273	269,425	278,392	296,169					
		前年同月比	8.7	6.1	2.6	△ 5.1	1.7	5.4	3.8	△ 2.7	2.2	△ 2.8	10.3	△ 17.9	13.0					
2人以上の世帯のうち勤労者世帯	全 国	金 額（円）	345,020	318,560	300,228	312,568	318,764	308,417	327,613	316,535	379,200	331,341	313,977	382,959	363,182					
		前年同月比	3.2	2.2	0.6	2.0	2.3	△ 1.1	△ 0.9	4.9	8.7	5.8	2.0	8.2	5.3					
	秋田市	金 額（円）	273,537	288,939	255,832	273,148	314,101	300,479	287,290	270,135	333,103	288,045	295,656	312,978	370,384					
		前年同月比	△ 1.0	△ 7.4	△ 2.2	△ 27.4	9.4	21.3	9.5	4.4	5.5	5.3	12.2	△ 29.1	35.4					
消費物価（総務省）	全 国	前年同月比	2.5	2.8	2.8	2.8	3.0	2.5	2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6					
	秋田市	前年同月比	3.1	3.4	2.9	2.7	2.8	2.0	1.7	2.7	3.5	4.1	3.8	3.3	2.9					

(注) 総務省の家計調査(消費支出)における集計世帯数は、令和7年4月の2人以上の世帯分では、全国で7,302戸、秋田市で93戸、うち勤労者世帯分では、全国3,929戸、秋田市で50戸となっている。

